

八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）

八幡浜市住民避難計画

令和2年2月
八幡浜市

八幡浜市住民避難計画の沿革

平成 25 年 10 月 策定

平成 27 年 3 月 修正

令和 2 年 2 月 修正

目次

1	計画の基本的事項	1
1-1	計画の目的	1
1-2	計画の位置付け	1
1-3	計画の前提（緊急事態の段階等）となる事項	2
2	避難にあたっての基本的な考え方	4
2-1	計画の基本方針	4
2-2	緊急事態区分等に応じた防護措置	4
2-3	自然災害との複合災害時における対応	9
2-4	安定ヨウ素剤の取扱い	10
3	避難等指示区域と放射線測定地点	13
3-1	避難計画の対象とする地域	13
4	避難に関する情報伝達	22
4-1	住民等への情報伝達手段	22
4-2	伝達内容等	23
4-3	住民等からの問い合わせに対する相談窓口の設置	28
5	住民の避難体制	29
5-1	一時集結所等	29
5-2	避難の誘導・確認	34
5-3	広域避難所及び避難経路	35
5-4	避難（輸送）経路及び避難の際の注意点	38
5-5	大島地区の避難体制	39
5-6	児童、生徒、教職員等への対応	40
5-7	外国人への対応	40
5-8	一時滞在者（観光客等）への対応	40
6	要配慮者に対する避難支援等	43
6-1	在宅要配慮者の避難体制	43
6-2	要配慮者施設の避難体制	44
7	避難者の支援体制等	46
7-1	避難経路所及び広域避難所の開設・運営等	46
7-2	二次避難への移行	46
7-3	要配慮者に対する支援等	46
7-4	避難者への情報提供	47
7-5	健康管理とメンタルヘルス対策	47
7-6	避難者の生活支援	47
7-7	市の行政機能移転	48
8	資料編	49
8-1	緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）	50
8-2	コンクリート屋内退避候補公共施設	58
8-3	安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）	62
8-4	安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）	63
8-5	避難対象者名簿（様式）	64
8-6	広域避難者名簿（様式）	65
8-7	防災関係機関及び連絡窓口	67
8-8	市内の高齢者施設一覧	74
8-9	市内の障がい者施設一覧	76
8-10	安定ヨウ素剤保有数量	77
8-11	事業所保有車両一覧	78
8-12	災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋	80

1 計画の基本的事項

1-1 計画の目的

1-2 計画の位置付け

1-3 計画の前提（緊急事態の段階等）となる事項

1-1 計画の目的

八幡浜市（以下「本市」という。）は、国の原子力安全委員会（当時）の「原子力施設等の防災対策について」（防災指針）に規定された「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲（E P Z（Emergency Planning Zone）：原子力施設からおおむね 10 kmの範囲）」に一部地域が含まれることから、八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）のなかで、E P Z 圏内を対象とした「避難計画」及び「原子力災害時避難誘導マニュアル」を平成 20 年 3 月に策定した。

しかし、平成 23 年 3 月の東日本大震災をきっかけに発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故を受けて、平成 23 年 11 月に国の原子力安全委員会（当時）において、原子力災害対策の対象区域として、「予防的防護措置を準備する区域（P A Z（Precautionary Action Zone）：原子力施設からおおむね 5 kmの範囲）」、「緊急防護措置を準備する区域（U P Z（Urgent Protective Action Planning Zone）：原子力施設からおおむね 30 kmの範囲）」が新たに設定され、対象となる自治体では、平成 24 年 9 月に発足した原子力規制委員会がとりまとめた「原子力災害対策指針」に基づき、原子力災害に対する緊急時対応策等の策定が必要とされた。（なお、U P Zのうち、P A Z以西の佐田岬半島地域については、放射性物質の放出等により陸路での避難が困難になる場合があるため、P A Zに準じた避難等の防護措置を準備する「予防避難エリア」と定める。ただし、廃止措置計画の認可を受け、かつ、照射済燃料集合体が十分な期間冷却されたものとして原子力規制委員会が告示した施設（以下「冷却告示された施設」という。）に係る重点区域については、原子力施設を中心としておおむね半径 5 kmの地域をU P Zと定め、当該地域以西の佐田岬半島地域については、重点区域外とする。）

本市は、市内全域が伊方発電所から 30km 圏内にあり、U P Zの圏域に含まれることとなったため、全住民を対象とする原子力災害発生時の住民避難計画を定めることが必要となった。

八幡浜市住民避難計画（以下、「本計画」という。）は、伊方発電所において緊急事態等が発生したとの連絡を受けた直後から、避難完了までの対応について、必要な事項を定めるものである。

1-2 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）及び原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号、以下「原災法」という。）に基づき、本市の原子力災害対策の基本となる「八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）」の下部計画として策定するものである。

なお、本計画は、国の防災基本計画、原子力災害対策指針、伊方地域の緊急時対応、愛媛県地域防災計画（原子力災害対策編）、愛媛県広域避難計画、松山市原子力災害発生時等の広域避難者受入計画、八幡浜市地域防災計画（原子力災害対策編）と連動し、これらの指標、基準等の見直しが行われた場合には、適宜見直しを行うものとする。

1-3 計画の前提（緊急事態の段階等）となる事項

(1) 緊急事態の段階

原子力災害発生時の緊急事態における防護対策は、準備段階、初期対応段階、中期対応段階、復旧段階に分けることができる。

各段階の主な取り組みとして、準備段階では緊急時を想定した行動計画の策定及び訓練等を実施し、初期対応段階では極めて短期間のうちに原子力災害の影響を可能な限り最小限に抑えるための迅速な防護措置等の対応を行う。また、中期対応段階では初期の防護措置の変更や解除、長期防護措置の検討を行い、復旧段階では被災地域の長期的な復旧計画の策定、通常の社会的・経済的活動への復帰の支援を行う。

特に初期対応段階においては、住民等への影響発生を回避するため、施設の状態に応じた予防的防護措置及び緊急時モニタリングに基づく緊急防護措置を講じなければならない。

(2) 緊急事態区分

緊急事態の段階における緊急防護措置を混乱なく円滑に実行するため、原子力施設等の状態が原子力災害対策指針において定める以下の緊急事態区分（3段階）のいずれに該当するかを判断し、該当する区分に応じて同指針に定める緊急時活動レベル（Emergency Action Level。以下EALという。（資料編 8-1））に基づく緊急時対応を実施することとする。

① 警戒事態（Aレベル）

放射線による影響は現時点ではないが、原子力施設における異常事象の発生や、そのおそれがあるため、情報収集や緊急時モニタリングの準備をする段階。

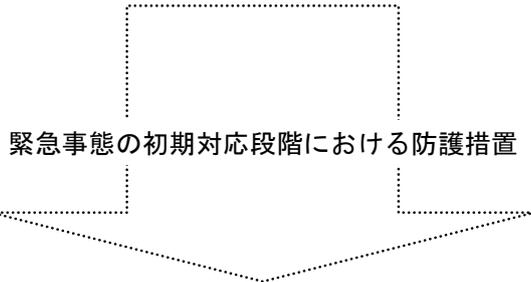
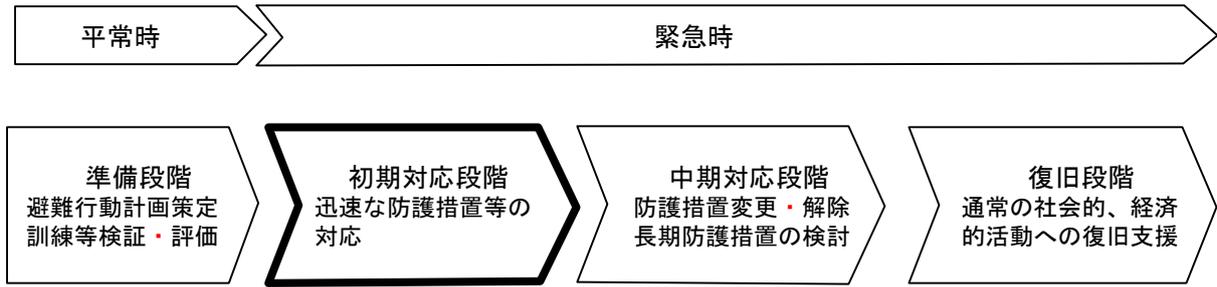
② 施設敷地緊急事態（Bレベル）

放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたため、屋内退避等の防護措置の準備を開始する段階。原子力事業者は、施設敷地緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない（原災法第10条事象該当）。

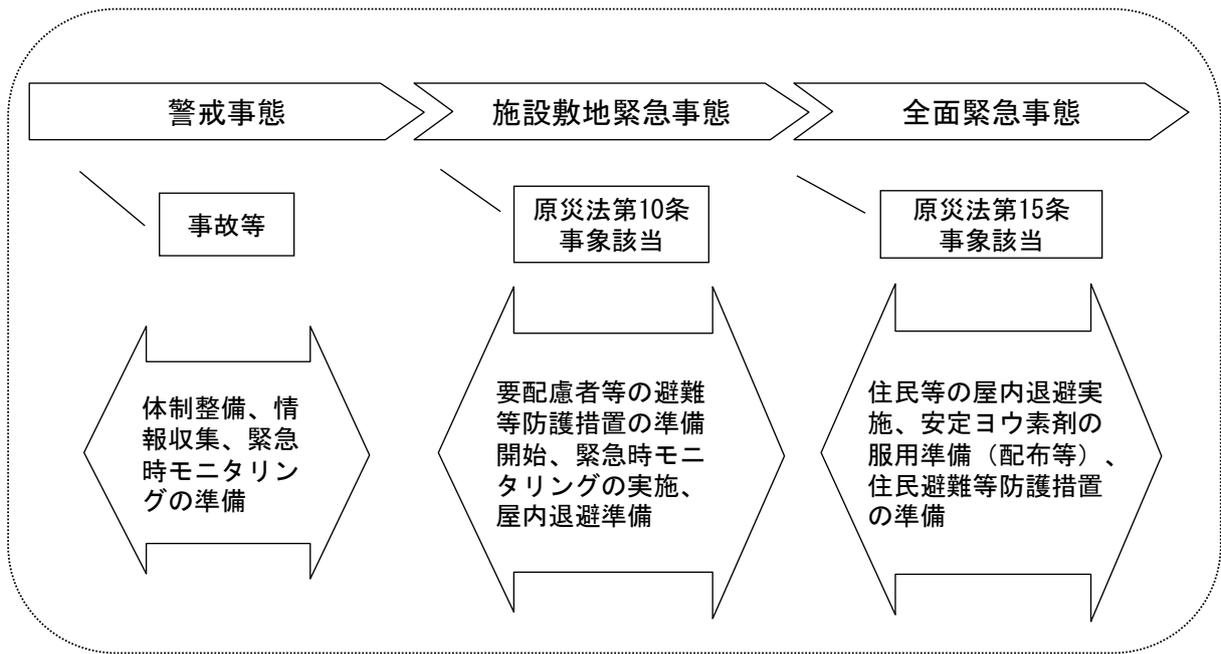
③ 全面緊急事態（Cレベル）

放射線による影響をもたらす可能性が高い事象が生じたため、迅速な屋内退避等の防護措置を実施する段階。原子力事業者は、全面緊急事態に該当する事象の発生及び施設の状態について直ちに国及び地方公共団体に通報しなければならない（原災法第15条事象該当）。

【緊急事態の段階】



緊急防護措置を準備する区域（UPZ）の措置



2 避難にあたっての基本的な考え方

- 2-1 計画の基本方針
- 2-2 緊急事態区分等に応じた防護措置
- 2-3 自然災害との複合災害時における対応
- 2-4 安定ヨウ素剤の取扱い

2-1 計画の基本方針

- 住民や関係機関等への情報伝達が確実にできる体制を整えるとともに、ベースモデルとなる避難先、避難ルート及び避難手段をあらかじめ明示する。
- 伊方発電所の状況に応じて決定される緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）、運用上の介入レベル（Operational Intervention Level。以下OILという。）の基準に応じて、段階的に避難指示がなされるものと想定し、大量の放射性物質放出前までの避難完了を目指す。
- 事故発生から避難完了までの緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）の各区分、運用上の介入レベル（OIL）の基準の各段階における住民等の対応方法を示す。
- 避難手段は、天候等の条件の制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、船舶、航空機、鉄道等、その他の手段により輸送力を補完する。
- 避難により時間を必要とする要配慮者の安全かつ迅速な避難を図る。
- 県が定める広域避難計画及び松山市が定める原子力災害発生時等の広域避難者受入計画との整合性を図る。

2-2 緊急事態区分等に応じた防護措置

原子力発電所の事故等の情報を早急かつ正確に収集し、国や県、四国電力株式会社等と協議の上、必要に応じ、各区分において、防護措置等を段階的に実施することにより、住民に混乱が生じないように配慮する。また、対応にあたる職員等は、市地域防災計画に基づき、適正な被ばく管理を実施するものとする。

緊急事態区分等に応じた主な防護措置は下記のとおりとする。

(1) 警戒事態

① 市の対応

市は災害対策本部を立ち上げ、事故等の情報収集を行いながら、県と今後の対応を協議し、広域避難先である松山市との連絡体制を整える。また、事故等の発生について、住民広報を実施するとともに、市内30箇所の一時集結所（本編3-1表3-1 避難指示区域別行政区等一覧表を参照）及びコンクリート屋内退避候補公共施設（以下、

「コンクリート公共施設」という。資料編 8-2 コンクリート屋内退避候補公共施設を参照)に職員等を配置し、住民の受入れ準備を行う。モニタリング要員については、愛媛県モニタリング本部へ派遣する。

② 住民の行動

住民は、無用な外出を控え、就学・就労中の者及び観光客等は、帰宅の準備を行うとともに、今後の情報に注意する。

(2) 施設敷地緊急事態

① 市の対応

市は国、県と今後の対応を協議しながら、屋内退避に備え帰宅を要請する内容の住民広報を実施するとともに、避難に時間を要する要配慮者に関しては、早めに避難の準備をするよう指示するものとする。また、市内全域において、一時集結所及びコンクリート公共施設で住民の受入れを開始する。オフサイトセンター参集要員については、愛媛県オフサイトセンターへ派遣する。

② 住民の行動

保育所、幼稚園、小・中・高等学校の児童、生徒等は所定の方法により迅速に帰宅する。市内の事業所で就労中の者等は、準備が整い次第、帰宅する。なお、自家用車等での避難が困難な住民等や一時集結所やコンクリート公共施設で屋内退避を実施する住民は、避難に備え貴重品・非常用持出袋等を持参し、一時集結所又はコンクリート公共施設に移動するものとする。

(3) 全面緊急事態

ア 放射性物質放出前の防護措置

① 市の対応

市は、PAZ 圏への避難指示に合わせ、市内全域の住民等を対象に屋内退避を指示する。また、一時集結所等において、安定ヨウ素剤配布の準備を実施する。

② 住民の行動

住民は、自宅、一時集結所及びコンクリート公共施設において、屋内退避を行う。

《屋内退避》

屋内退避は、住民等が比較的容易に採ることができる対策であり、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮へいすることにより、被ばくの低減を図る防護措置である。

屋内退避は、避難の指示等が国等から行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合、国及び地方公共団体の指示により行うものである。

特に、病院や社会福祉施設等においては、避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。

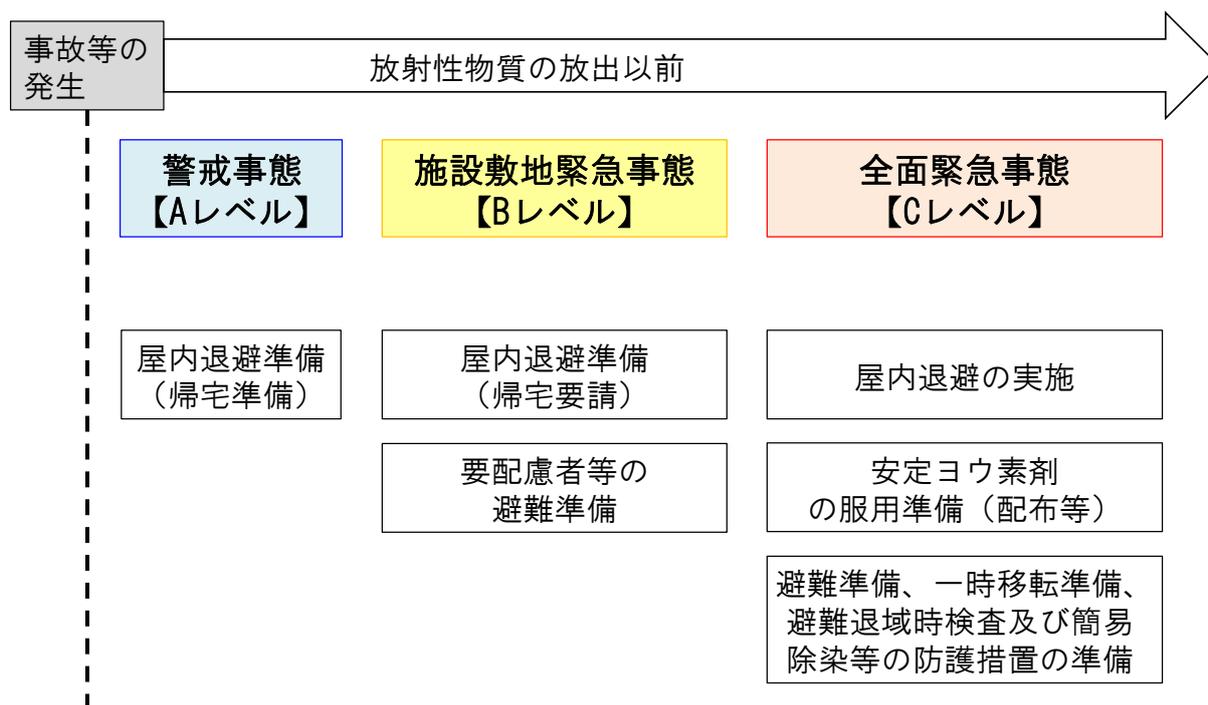
屋内退避の実施にあたっては、以下の点に留意する。

1. 退避する建物の窓やドアはすべて閉め、換気を止めて外気を遮断する。
2. 退避後は防災行政無線、テレビ、ラジオ等により、正確な情報の収集に努め、市等から指示があるまで外出を控える。
3. 屋内では、できるだけ窓から離れる。
4. 食品にはふたやラップをする。
5. 避難等に備え、貴重品・非常用持出袋を携行する準備をする。

屋内退避指示発令中、やむを得ず外出する場合には、できるだけ肌を露出しない衣服やマスクを着用する等して被ばくの軽減に努める。帰宅後は顔や手を洗い、うがいをし、衣服を脱いでビニール袋に入れてしっかり封をする等、放射性物質の拡散を防ぐ措置を講じる。

屋内退避の期間が長期にわたる場合は、日常生活の維持にも困難を伴うことから、医療品等も含めた必要な生活物資の確保に留意するとともに、放射線の状況等必要な情報を絶えず提供しなければならない。

<避難等防護措置実施フロー（放射性物質の放出以前）>



イ 放射性物質放出後の防護措置

放射性物質が放出された場合、伊方発電所の緊急事態における避難等防護措置の指示（UPZ）については、緊急時モニタリングによる測定結果を踏まえ、空間放射線量率がOILの基準値を超えた場合に実施される。

避難等の防護措置に関する判断基準は表 2-1 のとおりとする。

① 市の対応

市は、国、県の指示又は市長の判断により、空間放射線量率がO I L（表 2-1 参照）を超えた地区の住民に避難（一時移転）指示を発令する。なお、病院や社会福祉施設等、避難より屋内退避が優先される場合や、ブルーム到来が想定される場合は、屋内退避を指示するものとする。また、国、県から安定ヨウ素剤の配布指示があった場合は、一時集結所等において安定ヨウ素剤を配布する。

② 住民の行動

自力で避難可能な住民は、自家用車等により、避難退域時検査場所（災害時の状況により場所を指定）を経由し、避難経路所（愛媛県総合運動公園）を目指し、避難（一時移転）を行う。

避難（一時移転）に当たり、安定ヨウ素剤の配布指示があった場合は、服用を必要とする者は自主防災組織単位で定める一時集結所に集合し、配布を受け、指示に従い服用する。

また、自力で避難できない住民は、自主防災組織単位で定める一時集結所等に集合し、必要に応じ安定ヨウ素剤の配布を受け、県・市が手配するバス等により避難（一時移転）を実施する。

《避難及び一時移転》

避難及び一時移転は、いずれも住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合に採るべき防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図るものである。

○避難 … 空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。

○一時移転 … 緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうち当該地域から離れるため実施するもの。

【避難等の留意事項】

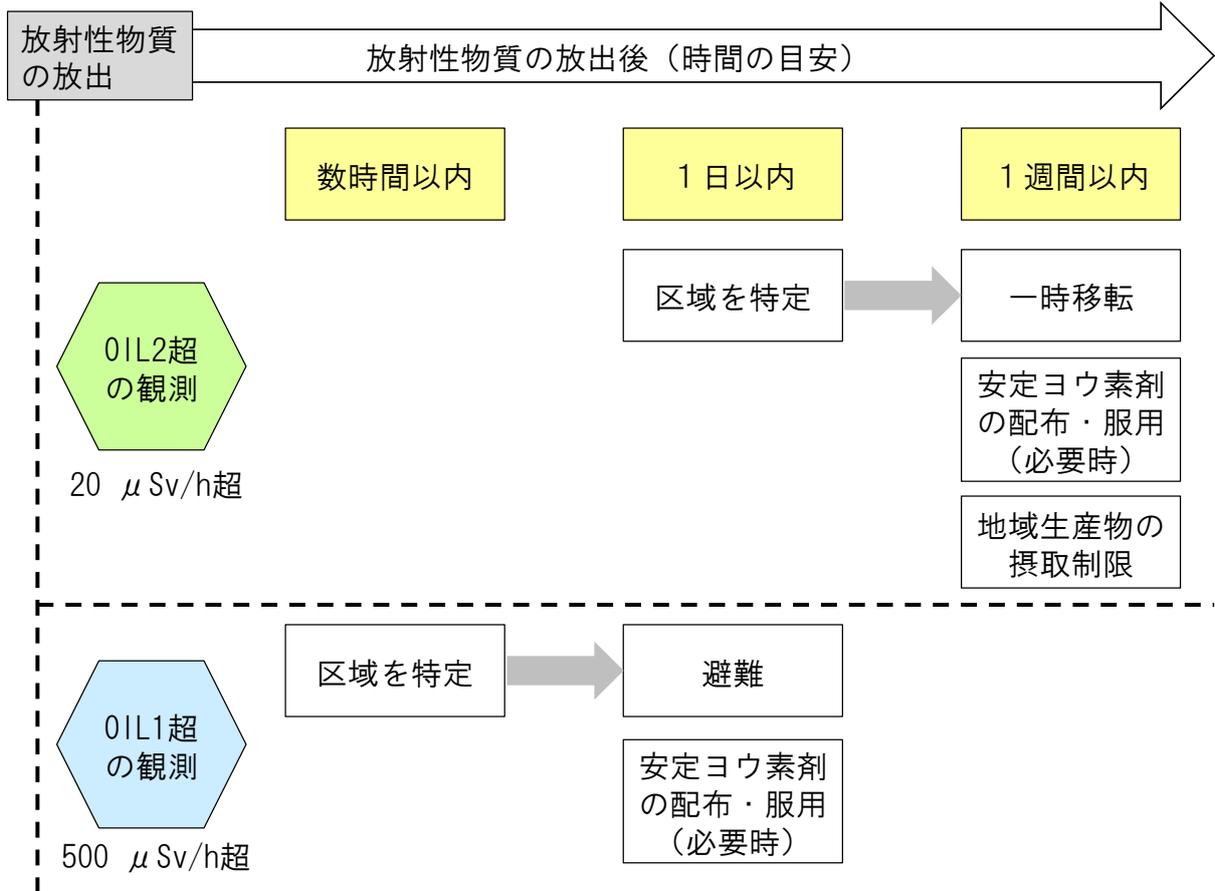
1. 防災行政無線、テレビ、ラジオ等により、正確な情報を収集する。
2. 外部被ばくを軽減するため、長袖上着、長ズボン、雨合羽、手袋、長靴、帽子等を着用し、なるべく肌を露出しないようにする。
3. 放射性物質の吸引を防ぐため、マスクの着用や、ハンカチやタオルで口や鼻を覆う。
4. 自家用車等により自力で避難可能な場合は、交通渋滞、交通事故、駐車場不足等を緩和するため、極力家族又は近隣住民等で乗り合わせる。
5. 車内に放射性物質を取り込まないよう窓を閉め、内部循環に切り替える。

表 2-1 <防護措置実施の判断基準> ※原子力災害対策指針より抜粋

	基準の種類	基準の概要	初期設定値 ^{※1}	防護措置の概要
緊急防護措置	O I L 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内退避を含む)
	O I L 4	不注意な経口摂取、皮膚汚染からの外部被ばくを防止するため、除染を講じるための基準	β 線：40,000 cpm ^{※3} (皮膚から数cmでの検出器の計数率)	避難又は一時移転の基準に基づいて避難等した避難者等に避難退域時検査を実施して、基準を超える際は迅速に簡易除染等を実施。
β 線：13,000 cpm ^{※4} 【1ヶ月後の値】 (皮膚から数cmでの検出器の計数率)				
早期防護措置	O I L 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 ^{※5} の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1mで計測した場合の空間放射線量率 ^{※2})	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施。

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。OIL1については緊急時モニタリングにより得られた空間放射線量率(1時間値)がOIL1の基準値を超えた場合、OIL2については空間放射線量率の時間的・空間的な変化を参照しつつ、緊急時モニタリングにより得られた空間線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えたときから起算しておおむね1日が経過した時点の空間放射線量率(1時間値)がOIL2の基準値を超えた場合に、防護措置の実施が必要であると判断する。
- ※3 我が国において広く用いられている β 線の入射窓面積が20cm²の検出器を利用した場合の計数率であり、表面汚染密度は約120Bq/cm²相当となる。他の計測器を使用して測定する場合には、この表面汚染密度より入射窓面積や検出効率を勘案した計数率を求める必要がある。
- ※4 ※3と同様、表面汚染密度は約40Bq/cm²相当となり、計測器の仕様が異なる場合には、計数率の換算が必要である。
- ※5 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳)をいう。

<避難等防護措置実施フロー（放射性物質の放出後）>



2-3 自然災害との複合災害時における対応

(1) 啓開作業の実施

道路・港湾等の管理者は、管理施設の状況を確認し関係者間で情報共有するとともに、住民避難等に係る道路や港湾等に被害があった場合等は、土砂や瓦礫を取り除き、最低限度の通路を確保するため、啓開作業に取り組むものとする。

啓開作業は、施設敷地緊急事態となった段階で中止し、作業員は屋内退避準備を行い、全面緊急事態となった段階で屋内退避を実施するものとする。

(2) 自然災害との複合災害時における避難等

複合災害時において自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとるものとする。

UPZ内において、原子力災害の観点から屋内退避指示を出している中で、当該建物での屋内退避の継続が困難になる等、自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には、近隣の指定避難所等への避難等を実施する。

また、原子力災害の観点から一時移転又は避難指示を出している中で、周囲の状況等により避難等を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、屋内退避を継続する等の安全確保措置を実施するものとする。

複合災害時には、避難路となる道路等が寸断されている可能性があるため、状況に応

じて、船舶、航空機、鉄道等の多様な避難手段の活用も考慮し、自衛隊、海上保安庁、警察等へ応援要請を行う。

2-4 安定ヨウ素剤の取扱い

原子力災害により放射性物質が周辺環境に放出された場合、吸入、経口摂取等により放射性ヨウ素が体内に取り込まれると、甲状腺に集積し、数年から数十年後に甲状腺がん等を発症するリスクが上昇する。しかし、安定ヨウ素剤を事前に服用することにより、そのリスクを低減することができる。

安定ヨウ素剤の取扱いについては、令和元年7月3日付で改正された原子力規制庁「安定ヨウ素剤の配布・服用にあたって」及び、令和2年1月付で一部改正された「愛媛県原子力災害医療活動実施要領」等との整合性を図りながら市の方針を最終的に決定する予定であるが、現時点における安定ヨウ素剤の取扱いは、下記のとおりとする。

(1) 服用対象者

年齢が低いほど放射性ヨウ素による甲状腺がん等の発症のリスクは高くなるため、妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児を含む）の服用を優先する。

また、WHOガイドライン 2017年版において、40歳以上の者への安定ヨウ素剤の服用効果はほとんど期待できないとされていることから、原則、避難指示区域内の40歳未満の者（一時滞在者を含む）を対象とする。

ただし、40歳以上であっても妊婦、授乳婦及び希望者には配布するが、服用不適切者（安定ヨウ素剤の成分又はヨウ素に対し、過敏症の既往歴のある者）は対象から除外する。

※ 3歳未満の乳幼児については、ヨウ化カリウム内服ゼリー剤又は薬剤師等が粉末剤を用いて、液状の安定ヨウ素剤を調製したものを服用する。

(2) 配布方法

避難指示区域の一時集結所において、国の指示に基づき、原則として医師の関与の下で安定ヨウ素剤の服用の目的、効果、服用対象者、服用方法、副作用等の注意事項について説明を行い、「安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票」（資料編8-3（様式））に記入してもらい、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤を配布する。ただし、災害の状況により、医師が関与できない場合には、薬剤師や保健師、県・市の職員が適切な方法で配布し、専門的判断が必要な場合には、県災害医療対策部に連絡し、原子力災害医療調整官の指示を仰ぐものとする。

また、丸剤やゼリー剤を服用できない場合は、内服液を配布するものとし、配布場所は安定ヨウ素剤の調製の都合により、八幡浜市保健福祉総合センター又は保内保健福祉センターとする。なお、内服液は用時調整とし、直射日光や高温を避け、余ったら廃棄する。

市は可能な限り、一時集結所等に安定ヨウ素剤を備蓄しておくものとする。また、配布後は、「安定ヨウ素剤配布状況確認リスト」（資料編8-4（様式））を配布責任者に提出

し、配布責任者はこれを保管するものとする。

配布に関する手順は以下のとおりとする。

- ① 市は防災行政無線等による住民広報を実施し、安定ヨウ素剤の配布を周知する。
- ② 避難指示区域の配布対象の住民は、指定の一時集結所へ集合する。
- ③ 住民は問診票を記入し、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤と添付資料（服用説明書）を受け取る。
- ④ 原則として、安定ヨウ素剤の配布場所は一時集結所とするが、配布する時点で一時集結所以外のコンクリート公共施設や要配慮者施設及び病院等に集合している住民の状況に応じて、安定ヨウ素剤を当該施設に運搬し配布することとする。

また、施設の損壊等により、一時集結所での配布が適当でない場合には、自家用車やバス等の避難車両の中など、住民の被ばくに配慮した方法により配布する。

(3) 事前配布に関する事項

屋内退避指示発令中であっても、やむを得ず外出することで被ばくする場合や、災害時の混乱等により、妊婦・未成年者等、服用を優先すべき対象者すべてに配布できない場合も想定される。

また、安定ヨウ素剤の服用効果は「放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内又は直後」が最も高いとされており、これから市外へと避難する直前である一時集結所での緊急配布では、効果が認められない場合がある。このため、安定ヨウ素剤は本来全戸に事前配布しておくべきものである。市は、事前配布の実現に向け、国、県との協議を継続して行う。

事前配布を実施する場合は、以下の手順によるものとする。

- ① 市は、事前配布用の安定ヨウ素剤を確保するとともに、配布後の紛失や一時滞在者に対する配布等に備え、予備の安定ヨウ素剤を適切な場所に備蓄する。
- ② 市は、市内の医療機関等と連携して対象者向けの説明会を開催し、安定ヨウ素剤の配布目的や服用時期、留意事項等について医師による説明を行う。
- ③ 医師による説明の後、対象者は問診票を記入する。市は、問診票と引き換えに安定ヨウ素剤と添付資料（服用説明書）を配布するが、服用不適切者には配布しない。
- ④ 市は、事前配布した安定ヨウ素剤については、使用期限である3年（ゼリー剤）または5年（丸剤）ごとに回収し、再配布する。また、転出者・転入者、3歳または13歳到達者、死亡者等に対する速やかな安定ヨウ素剤の回収・配布に努める。
- ⑤ 市は、説明会に参加できない対象者のため、薬局等でも安定ヨウ素剤を配布できるよう、医師会や薬剤師会と協議を行う。

(4) 服用回数

原則1回とする。連続服用は、原則として原子力規制委員会が再度の服用の必要を判断した場合のみであり、24時間の間隔を空けて服用するようしなければならない。

(5) 服用量

下表に示す年齢に応じた量を服用するものとする。

【安定ヨウ素剤予防服用に対する規定量】

対象者	ヨウ素量 (mg)	ヨウ化カリウム量 (mg)	服用方法
生後1ヶ月未満	12.5	16.3	ゼリー剤(16.3 mg) 1包
生後1ヶ月以上3歳未満	25	32.5	ゼリー剤(32.5 mg) 1包
3歳以上13歳未満	38	50	丸剤 1丸
13歳以上	76	100	丸剤 2丸

(注1) 内服液は、医薬品ヨウ化カリウムの原薬を水に溶解したものをを用いる。

(16.3 mg/mL ヨウ化カリウム[12.5 mg/mL ヨウ素含有])

(注2) 内服液の規定量は、13歳以上6 mL、3歳以上13歳未満3 mL、生後1ヶ月以上3歳未満2 mL、生後1ヶ月未満1 mLとする。

(注3) 丸剤は、医薬品ヨウ化カリウムの丸剤(1丸：ヨウ素量38 mg、ヨウ化カリウム量50 mg)を用いる。

(6) 服用の時期

原則として、国(原子力規制委員会)が避難や屋内退避と合わせた防護措置として、安定ヨウ素剤服用の必要性を判断し、原子力災害対策本部長又は県災害対策本部長の指示を受け、市災害対策本部長が住民等及び防災業務関係者に対し服用の指示を出すこととなる。

【安定ヨウ素剤の投与時期と効果】

安定ヨウ素剤の投与時期	抑制効果
放射性ヨウ素が摂取される前の24時間以内 又は直後	90%以上の抑制効果
放射性ヨウ素が摂取された後、8時間以内	40%以上の抑制効果

※ 安定ヨウ素剤は、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを抑えるのみであり、放射性ヨウ素が体内に取り込まれること自体を防ぐことはできない。

また、安定ヨウ素剤では放射性ヨウ素以外の他の放射性核種に対する被ばくを抑えることはできない。

3 避難等指示区域と放射線測定地点

3-1 避難計画の対象とする地域

(表 3-1) 避難指示区域別行政区等一覧表

3-1 避難計画の対象とする地域

本市は、全域が伊方発電所から半径 30 km圏内にあり、UPZに含まれている。

このことから、伊方発電所で発生した事故等緊急時には、国、県、四国電力株式会社等との協議により、原災法に基づき、空間放射線量率を測定し、その数値に応じてOILの基準値(表 2-1)を超える区域が特定された場合、その区域ごとに段階的に避難等の防護措置を実施することとなる。基準値を超えていない地区の住民が避難すると円滑な避難の妨げとなり、無用な被ばくの原因となることから、必ずしも、市民全員が一斉に避難するものではない。

避難指示は原則として、避難等防護措置実施地区と放射線測定地点の関連付けにより区別した避難指示区域(18区分)を単位として発令する。

行政区別の指示区域は、下表「表 3-1 避難指示区域別行政区等一覧表」及び「図 3-1 避難等防護区域と放射線測定地点との関連付け」のとおりとする。

3 避難等指示区域と放射線測定地点

表 3-1 避難指示区域別行政区等一覧表

指示区域	発電所からの距離 (km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会 (自治)	世帯数 (戸)	人口 (人)	避難行動要支援者数 (人)	一時集結所
1	5~10	東	鼓尾	鼓尾	35	65	6	宮内小学校
2	5~10	北東	喜木津	喜木津	56	102	10	喜木津体育館
			広早	広早	33	74	3	
3	5~10	東	日土町下河原	下河原	34	59	4	旧青石中学校
			日土町出の奥	出の奥	61	169	4	
			日土町神明 日土町今出	今出	33	100	4	
			日土町防川	防川	43	128	0	
			神越	神越	565	1,211	37	保内中央体育館
			城高	城高	78	223	6	喜須来小学校
			喜木町	喜木町	136	320	21	
			磯岡	磯岡	120	302	16	
			須川里	須川里	205	463	22	喜須来地区公民館 (震災時：喜須来小学校)
			日之地	日之地	28	83	2	川之石高校
			楠町	楠町	320	695	41	
			和田町	和田町	353	826	16	
	清水町	清水町	352	718	42	八幡浜市文化会館 (ゆめみかん)		
	舟来谷	舟来谷	221	486	15			
	大竹	大竹	165	352	14			
	10~15	東	日土町松岡	松岡	33	73	5	旧青石中学校
			日土町新堂	新堂	33	78	5	
			日土町梶谷岡	梶谷岡	52	121	2	
			日土町横尾地	横尾地	12	32	0	
			須川奥	須川奥	59	138	7	喜須来地区公民館 (震災時：喜須来小学校)
4	5~10	東南東	勘定1~5	勘定	182	376	18	白浜地区公民館
			杖ノ浦1~4	杖ノ浦	70	155	13	
			大内浦1~5	大内浦	140	288	18	
			中浦1~5	中浦	180	346	21	白浜小学校
			高城1~5	高城	306	572	33	
			白浜通1~3 喜多町 裁判所通 花園町	白浜	156	313	18	
			東近江屋町1~3 西近江屋町浜通 西近江屋町1~3	近江屋町	106	218	20	

3 避難等指示区域と放射線測定地点

指示区域	発電所からの距離 (km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会 (自治)	世帯数 (戸)	人口 (人)	避難行動要支援者数 (人)	一時集結所
4	5~10	東南東	松本町1~3 幸町1~3	幸町 松本町	174	329	25	白浜小学校
			大平1~16	大平	490	897	57	
			緑ヶ丘 津羽井上 津羽井下	津羽井	123	307	11	
			新港 戎町 新町5 琴平町 港町 北浜一丁目 旧港 海望園 愛宕山団地	港	229	464	28	市民スポーツセンター
	10~15	東南東	大黒町1~5 南大黒町 北大黒町 朝潮橋	大黒町	294	578	31	市民スポーツセンター
			海老崎 新栄町 船場通 下道1~2 天神通1 仲之町 新町1~4	新町	189	385	27	
			新川 昭和通 旭町1~3 天神通2	築港	207	391	37	
			八代人加志	八代団地	382	825	0	
			八代一丁目 八代王子 八代迫田 八代野中 八代水の元	八代	163	376	42	八代中学校

3 避難等指示区域と放射線測定地点

指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所
4	10~15	東南東	栗野浦1~4	栗野浦	144	278	21	松蔭小学校
			大谷口一丁目~二丁目	大谷口	201	353	26	
			広瀬一丁目~三丁目	広瀬	353	698	47	
			古町一丁目~二丁目	古町	263	529	29	八幡浜工業高校
			桧谷1~3 駅前1~2 神宮前 東矢野町 神宮通1~2 江戸岡一丁目	第1分区	558	1,139	47	江戸岡小学校
			江戸岡二丁目 山越1~2 新和田町1~3	第2分区	333	705	36	八幡浜高校
			松蔭町 花小路 清水町 矢野町1~3 東新川	第3分区	263	501	53	
			愛宕 矢野町4~6 大正町 浜田町1~3 片山町 本町1~2 大門 横町 浜之町 中央	第4分区	375	722	52	八幡浜市民図書館
			矢野町7 須崎1~2 旧役場前通 千代田町	千代田町	141	255	21	八幡浜工業高校
			徳雲坊	矢野町	116	250	22	
産業通	第2分区	205	375	13	江戸岡小学校 神山小学校			

3 避難等指示区域と放射線測定地点

指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所
4	10~15	東南東	舌間1~4	舌間	143	281	20	旧舌田小学校 (震災時：八代中学校)
			合田1~4	合田	173	382	19	
5	5~10	東	西町	西町	83	134	10	保内中学校
			本町	本町	196	378	22	
			赤網代	赤網代	118	220	20	
			内之浦	内之浦	75	136	7	
			雨井	雨井	120	229	20	
			琴平	琴平	76	145	13	
6	15~20	東南東	布喜川	布喜川	140	306	11	旧双岩中学校
			若山夫婦岩 若山本村 若山岡の地 若山奥谷 若山高下 若山水の元 若山中組 若山西光団地	若山	357	781	39	
			釜倉	釜倉	46	94	4	
7	10~15	南東	真網代大釜 真網代浦の谷下 真網代浦の谷上 真網代姫田 真網代中之谷 真網代東 真網代狭古 真網代小網代上 真網代小網代下	真網代	235	619	25	真穴小中学校
			穴井北浦 穴井須賀川 穴井中浦 穴井中浜 穴井上浦 穴井本浦 穴井南浦	穴井	244	543	26	
8	10~15	北東	磯崎	磯崎	220	353	26	旧磯崎小学校

3 避難等指示区域と放射線測定地点

指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所
9	10~15	東	日土町櫛木上	櫛木上	13	24	0	日土東地区公民館
			日土町櫛木下 日土町久保田	久保田	39	99	4	
			日土町福岡	福岡	45	109	4	
			日土町尾之花	尾之花	18	34	1	
			日土町筵田	筵田	37	78	7	
			日土町野地	野地	28	61	3	
			日土町瀬田	瀬田	7	16	2	
10	10~15	東	日土町続藪	続藪	25	54	0	日土小学校
			日土町中当	中当	86	216	10	
			日土町川辻	川辻	16	22	2	
			日土町田之窪	田之窪	30	82	4	
			日土町小坂	小坂	17	40	4	
			日土町森山	森山	22	59	6	
			日土町榎野	榎野	13	28	0	
11	5~10	東	枇杷谷 両家	枇杷谷 両家	88	230	12	宮内小学校
			駄場	駄場	335	775	31	
			宮内里	宮内里	136	379	13	
			西之河内	西之河内	207	532	10	
12	10~15	東南東	高野地1~3 古谷	高野地	60	147	6	旧長谷小学校 (震災時：千丈小学校)
13	15~20	東南東	南裏	南裏	12	17	4	川之内地区公民館
			川之内上 川之内下	川之内	103	209	14	
			古藪	古藪	14	26	0	
14	10~15	東南東	南柏1~2 松柏1~7	松柏	579	1,258	57	松柏中学校
			松尾1~2 稲ヶ市 木多町1~2 千丈駅前	松尾	327	722	37	千丈小学校
			末広 田浪 新開町 郷中央 郷横畑 郷梨尾 上郷 末広西	郷	335	671	35	

3 避難等指示区域と放射線測定地点

指示区域	発電所からの距離(km)	発電所からの方位	行政区	自主防災会(自治)	世帯数(戸)	人口(人)	避難行動要支援者数(人)	一時集結所
15	10~15	東南東	日の浦団地 川舞1~4	川舞	255	554	22	神山小学校
			国木 牛名	国木・牛名	125	292	12	
清滝 清滝下 五反田川筋下 五反田川筋中 五反田川筋上 五反田鯨 五反田千畳 元城団地 五反田元井 五反田新道 上大峠 下大峠 五反田湯島	五反田		946	1,926	110			
	15~20		中津川牛地 中津川日の地 中津川矢野畑	中津川	86	180	16	旧双岩中学校
16	10~15	南東	川上町上泊	上泊	70	187	2	川上小学校
			川上町川名津浜組 川上町川名津中組 川上町川名津上組 川上町川名津新田	川名津	270	626	32	
		東南東	川上町白石	白石	54	132	2	
17	15~20	東南東	横平	横平	29	74	3	旧双岩中学校
			谷	谷	22	54	1	
18	10~15	東南東	大島音泊 大島江の浦 大島本浦 大島雉ヶ浦	大島	141	237	28	市民スポーツセンター
合計					16,186	34,194	1,804	

(世帯数、人口：平成30年3月31日現在)

(避難行動要支援者数：平成30年3月31日現在)

3 避難等指示区域と放射線測定地点

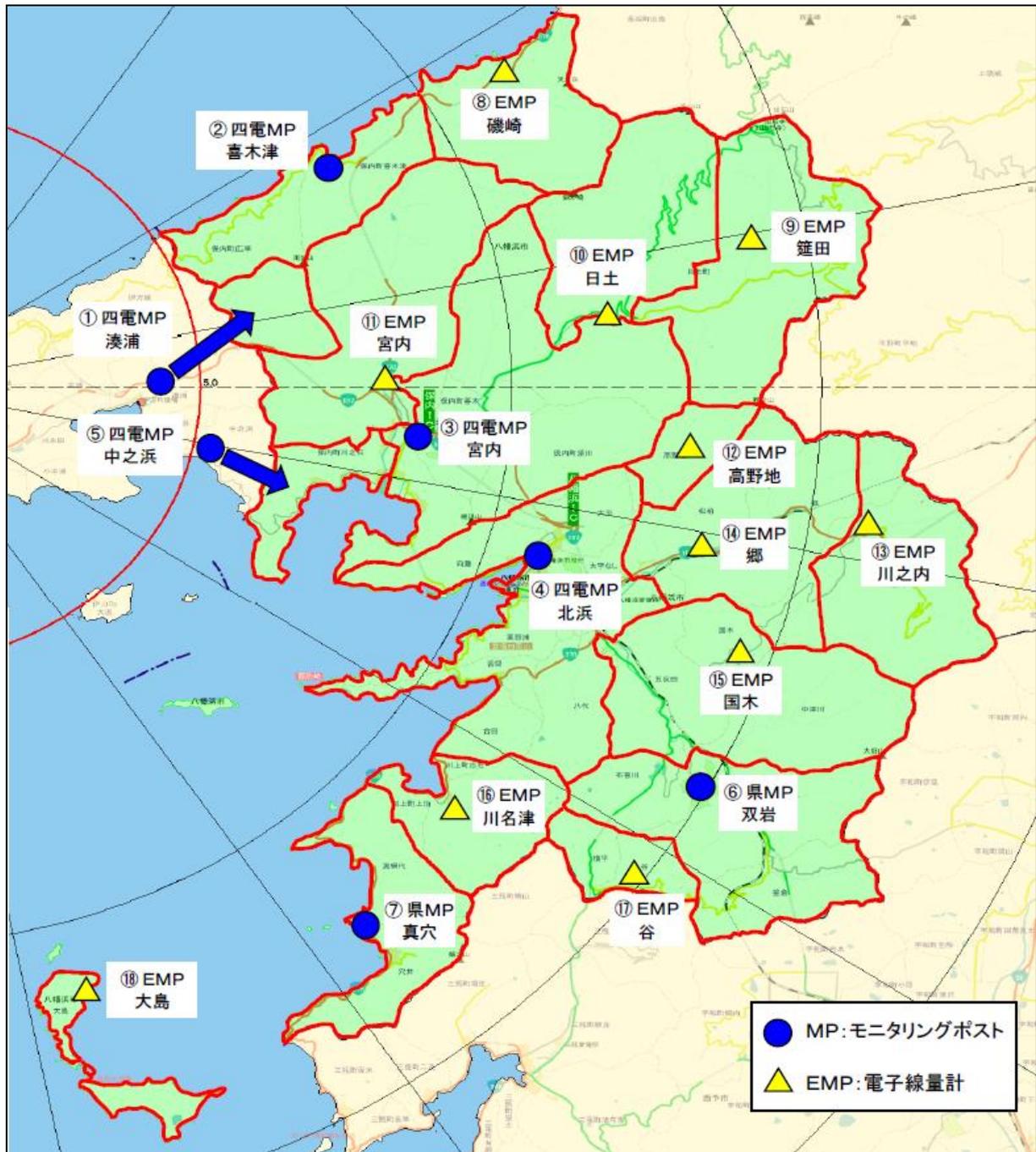


図 3-1 避難等防護区域と放射線測定地点との関連付け

3 避難等指示区域と放射線測定地点

指示区域	放射線測定地点 (設置場所)	防護区域 (自主防災会単位)	代替局
1	四電 MP 湊浦 (四電伊方アパート)	鼓尾	県 MP 湊浦
2	四電 MP 喜木津 (喜木津小学校跡)	広早、喜木津	県 MP 伊方越
3	四電 MP 宮内 (八幡浜市文化会館)	清水町、和田町、楠町、須川奥、日之地、須川里、磯岡、喜木町、城高、神越、下河原、出の奥、今出、防川、松岡、新堂、大竹、舟来谷、梶谷岡、横尾地	電子線量計宮内
4	四電 MP 北浜 (八幡浜市庁舎)	八代、八代団地、舌間、栗野浦、大黒町、新町、築港、千代田町、大谷口、広瀬、古町、第1分区、第2分区、第3分区、第4分区、矢野町、大平、幸町、松本町、港、高城、中浦、大内浦、杖ノ浦、勘定、白浜、近江屋町、津羽井、合田	四電 MP 宮内
5	四電 MP 中之浜 (水ヶ浦小学校付近)	雨井、西町、琴平、内之浦、赤網代、本町	県 MP 湊浦
6	県 MP 双岩 (市民スポーツパーク)	布喜川、若山、釜倉	電子線量計谷
7	県 MP 真穴 (真穴小中学校)	真網代、穴井	電子線量計川名津
8	電子線量計磯崎 (磯津保育園跡)	磯崎	四電 MP 喜木津
9	電子線量計筵田 (筵田集会所)	尾之花、筵田、野地、瀬田、檜木上、久保田、福岡	電子線量計日土
10	電子線量計日土 (日土保育所)	田之窪、小坂、森山、川辻、中当、続藪、榎野	四電 MP 宮内
11	電子線量計宮内 (宮内小学校)	枇杷谷両家、駄場、西之河内、宮内里	四電 MP 宮内
12	電子線量計高野地 (長谷小学校跡)	高野地	電子線量計郷
13	電子線量計川之内 (川之内小学校跡)	南裏、川之内、古藪	電子線量計郷
14	電子線量計郷 (千丈小学校)	郷、松尾、松柏	四電 MP 北浜
15	電子線量計国木 (牛名集会所付近)	川舞、国木・牛名、中津川、五反田	電子線量計郷
16	電子線量計川名津 (川上小学校)	白石、上泊、川名津	県 MP 真穴
17	電子線量計谷 (谷条例水道)	横平、谷	県 MP 双岩
18	電子線量計大島 (大島産業振興センター)	大島	県 MP 真穴

4 避難に関する情報伝達

4-1 住民等への情報伝達手段

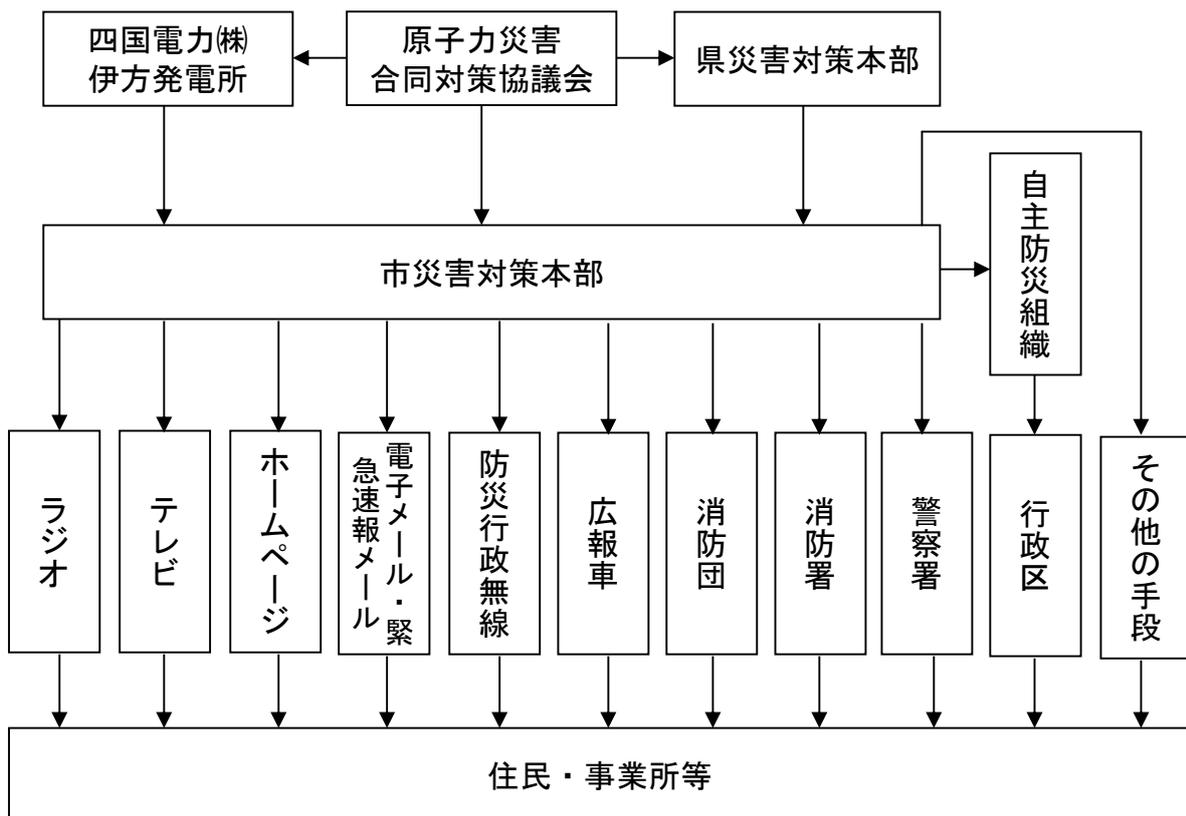
4-2 伝達内容等

4-3 住民等からの問い合わせに対する対応

4-1 住民等への情報伝達手段

防災行政無線により、原子力発電所の事故・災害の現状等の他、対象地域の住民、事業所、観光客等に対して帰宅、屋内退避又は避難等の指示を、迅速かつ的確に行う。

また、防災行政無線のほか、避難等に関する住民等への情報伝達は、次のとおり複数の伝達手段により実施する。



4-2 伝達内容等

(1) 広報の時機

市は、災害の状況に応じて、次のようなタイミングで広報を実施するものとする。

- 緊急事態区分に至った場合（警戒事態、施設敷地緊急事態、全面緊急事態等）
- 市が特別の体制（災害対策本部設置等）をとった場合
- 事故や災害の状況等に大きな変化があった場合
- 住民避難、屋内退避、避難準備等を指示する場合
- 放射性物質が放出された場合
- 緊急時モニタリングの結果がまとまった場合
- その他情報提供が必要な場合（広報の間隔が空いた場合等）

(2) 広報の内容

市は、次の事項等について広報を実施するものとする

- 事故や災害の状況に関すること
- 市及び関係機関の対応状況に関すること
- 住民避難、屋内退避、避難準備等指示に関すること
（対象区域、一時集結所、避難先、避難ルート、注意事項等）
- 気象情報（風向、風速）
- 放射性物質の放出に関すること
- その他（注意事項等）

(3) 広報にあたっての留意事項

- 迅速かつ的確に広報、指示伝達すること
- 事実を正確、簡潔、明瞭に伝えること
- あいまいな情報を広報しないこと
- 特定の地域を対象とする内容でも、必要により全域を対象として広報すること
- 重要事項については、複数回広報すること
- 状況に変化がない場合も、不安解消のため一定時間ごとに広報すること

警戒広報から屋内退避、避難までの防災行政無線による広報・伝達内容は、以下のとおりとする。なお、広報車による現地巡回広報は、この例文に準じる。

① 第1段階 Aレベル「警戒事態」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

こちらは、防災八幡浜市です。

本日、午前(午後)〇〇時〇〇分、伊方発電所で、「(発電所からの報告に基づき作成)」とする事故が発生しました。

《現在、放射性物質が外部に漏れたという情報はありません。》

今後の状況によっては避難や屋内退避の指示をすることがありますので、無用な外出は控え、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意してください。

また、避難に備え、貴重品・非常用持出袋の準備をしてください。

なお、八幡浜市に滞在している観光客の皆さん、事業所の従業員の皆さんは、直ちに帰宅準備をお願いします。

(3回繰り返し)

※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。

② 第2段階 Bレベル「施設敷地緊急事態」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

こちらは防災八幡浜市です。

本日発生した、伊方発電所の事故の状況についてお知らせします。

「(発電所からの報告に基づき事故状況の概要を作成)」

《・・・が発生しましたが、放射性物質は外部に漏れていません。》

《発電所では外部からの電源供給が途絶えたほか、非常用発電機も使用できないなどの問題が発生したため、復旧作業に全力であたっておりますが、現時点では復旧の目途は立っておりません。》

今後の状況によっては避難や屋内退避の指示をすることがありますので、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意するとともに、無用な外出は控え、屋内退避の準備をしてください。

また、屋内退避用の施設として、市内の公共施設を開放しますので、利用される方は、貴重品・非常用持出袋を持参して集合してください。

なお、児童、生徒は帰宅しますので、保護者の方は、お迎えをお願いします。

事業所の従業員の皆さんは、速やかに帰宅してください。また、お仕事や観光で八幡浜市に滞在している皆さんは、直ちに市外への退避をお願いします。

(3回繰り返し)

※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。

③ 第3段階 Cレベル「全面緊急事態」(ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと)

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

(防災行政無線はサイレン吹鳴)

こちらは防災八幡浜市です。

伊方発電所では、

《「〇〇の影響により3号機が自動停止し、外部電源や非常用発電機のトラブルが発生しておりますが、更に、原子炉の冷却機能が失われ、」など》

〇〇の状況であることから「原子力緊急事態宣言」が発出されました。

直ちに、自宅または、最寄りの公共施設の屋内に退避してください。
公共施設に退避される方は、避難に備えるため、貴重品・非常用持出袋を持参してください。

窓やドアを閉めて、換気扇を止めて、外気を遮断してください。また、外から帰ってきた人は、念のため、顔や手を洗い、うがいをしてください。

あわてずに、避難の準備を始めてください。

市を訪問中の皆さんは、直ちに市外へ退避してください。

引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意して下さい。

(3回繰り返し)

※ 《》部分については、災害の状況に応じて必要な内容に置き換えるものとする。

④ 第4段階 Cレベル「全面緊急事態」以降の「運用上の介入レベル（OIL）事象」において（ゆっくり、はっきり、落ち着いて話すこと）

【広報例文】・・・防災行政無線、広報車、メール配信等

（防災行政無線はサイレン吹鳴）

こちらは防災八幡浜市です。

ただ今、伊方発電所〇号機で、事故が発生しています。

〇〇地区、△△地区、□□地区で空間放射線量率が〇〇 μ Sv/hとなり、避難（一時移転）が必要な基準に達したため、松山市への避難指示（一時移転指示）を発令します。

安定ヨウ素剤を配布しますので、〇〇地区、△△地区、□□地区の40歳未満の方、妊婦、授乳婦、その他希望者の方がいる世帯は、貴重品・非常用持出袋を持参のうえ、落ち着いて、次の一時集結所に集合してください。

〇〇地区は、〇〇小学校 △△地区は、△△中学校 □□地区は、□□高校に、直ちに集合してください。

安定ヨウ素剤の配布対象でない方は、貴重品・非常用持出袋を持参のうえ、落ち着いて、松山市の愛媛県総合運動公園に向かってください。

自力で避難できない方はバスを配車しますので、一時集結所に集合してください。

避難される方は、避難経路上に設置された「避難退域時検査場所」で、必ず汚染の確認検査を受けてください。

なお、〇〇地区、△△地区、□□地区以外の皆さんは、屋内退避を続けてください。

引き続き、防災行政無線、テレビ、ラジオなどの情報に十分注意して下さい。

（3回繰り返し）

4-3 住民等からの問い合わせに対する相談窓口の設置

市は、国、県及び関係機関と連携し、必要に応じ、住民からの問い合わせに対応する専用電話を備えた相談窓口の設置、人員配置等の体制の整備に努める。相談窓口を設置した場合は、防災行政無線等複数の伝達手段により住民に周知する。

主な相談事項としては、以下のようなものが考えられる。

- ①事故の発生日時及び概要
- ②事故の状況と今後の予測
- ③発電所における対応状況
- ④行政機関の対応状況
- ⑤住民等がとるべき行動
- ⑥避難対象区域及び屋内退避区域
- ⑦被災企業等への援助・助成措置
- ⑧被災者からの損害賠償請求（四国電力）

また、住民等のニーズを見極めたうえで、情報の収集、整理及び発信を行う。

5 住民の避難体制

- 5-1 一時集結所等
- 5-2 避難の誘導・確認
- 5-3 広域避難所及び避難経路
- 5-4 避難（輸送）経路及び避難の際の注意点
- 5-5 大島地区の避難体制
- 5-6 児童、生徒、教職員等への対応
- 5-7 外国人への対応
- 5-8 一時滞在者（観光客等）への対応

5-1 一時集結所等

広域避難の際に起点となる一時集結所は、住所地（行政区）を管轄する自主防災会を基本に、ベースモデルとなる推奨避難ルート（図 5-1 愛媛県広域避難計画で示された八幡浜市の推奨避難ルート、図 5-2 八幡浜市推奨避難ルート（市内細部））、施設までの距離や小学校区等を勘案し設定することとする。当面は、原則として（表 5-1）一時集結所一覧表のとおりとするが、あらかじめ指定している一時集結所以外の近隣の一時集結所においても、本来の一時集結所と同様の対応ができるものとし、その際は、推奨避難ルート等から大きく外れないよう注意するものとする。

また、複合災害等を想定し、二次的な一時集結所を設けるとともに、指定する一時集結所が使用できない場合は、別途一時集結所を指定するものとする。

行政区別の一時集結所は、本編 3-1（表 3-1）避難指示区域別行政区等一覧表に記載しており、施設別の詳細情報については、資料編 8-2 コンクリート屋内退避候補公共施設のとおりである。

避難に至る流れの中で、市内 30 箇所の一時集結所の果たすべき役割は下記のとおりとする。

(1) 屋内退避指示発令時

住民は、家屋の構造や複合災害時の被災状況等により、自宅における屋内退避が困難と判断した場合は、一時集結所又はコンクリート公共施設において屋内退避を実施する。

(2) 避難指示発令時

国から安定ヨウ素剤の配布指示があった場合は、原則として一時集結所で配布するため、40 歳未満の住民、妊婦、授乳婦及び配布を希望する住民は、自宅又はコンクリート公共施設から一時集結所を経由して、広域避難を実施する。

ただし、事故の急速な進展等により避難開始までに時間的余裕がない場合や、学校、職場等からの帰宅が困難な場合には、滞在している場所からの避難を行うものとする。

また、市・県が手配するバス等により広域避難を実施する住民は、自宅又はコンクリート公共施設から一時集結所に集合し、広域避難を実施するものとする。

安定ヨウ素剤の配布対象者がいない又は配布の希望者がいない世帯で、自力で避難可能な場合は、自宅又はコンクリート公共施設から直接広域避難を実施する。

避難シミュレーションに基づいた混雑を避ける推奨避難ルート（八幡浜市）

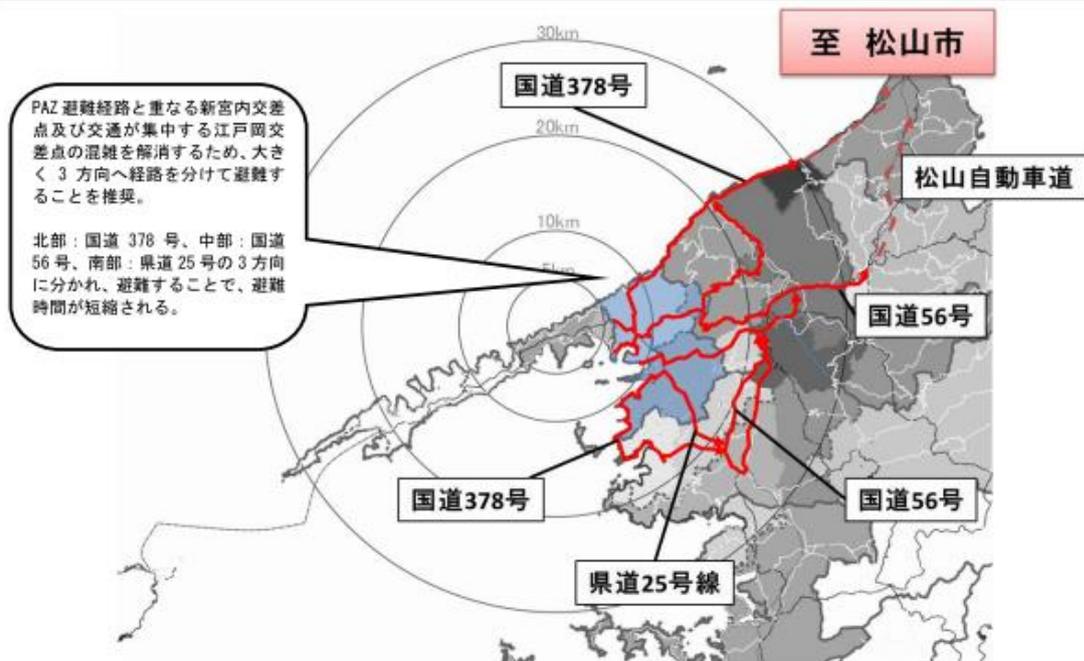
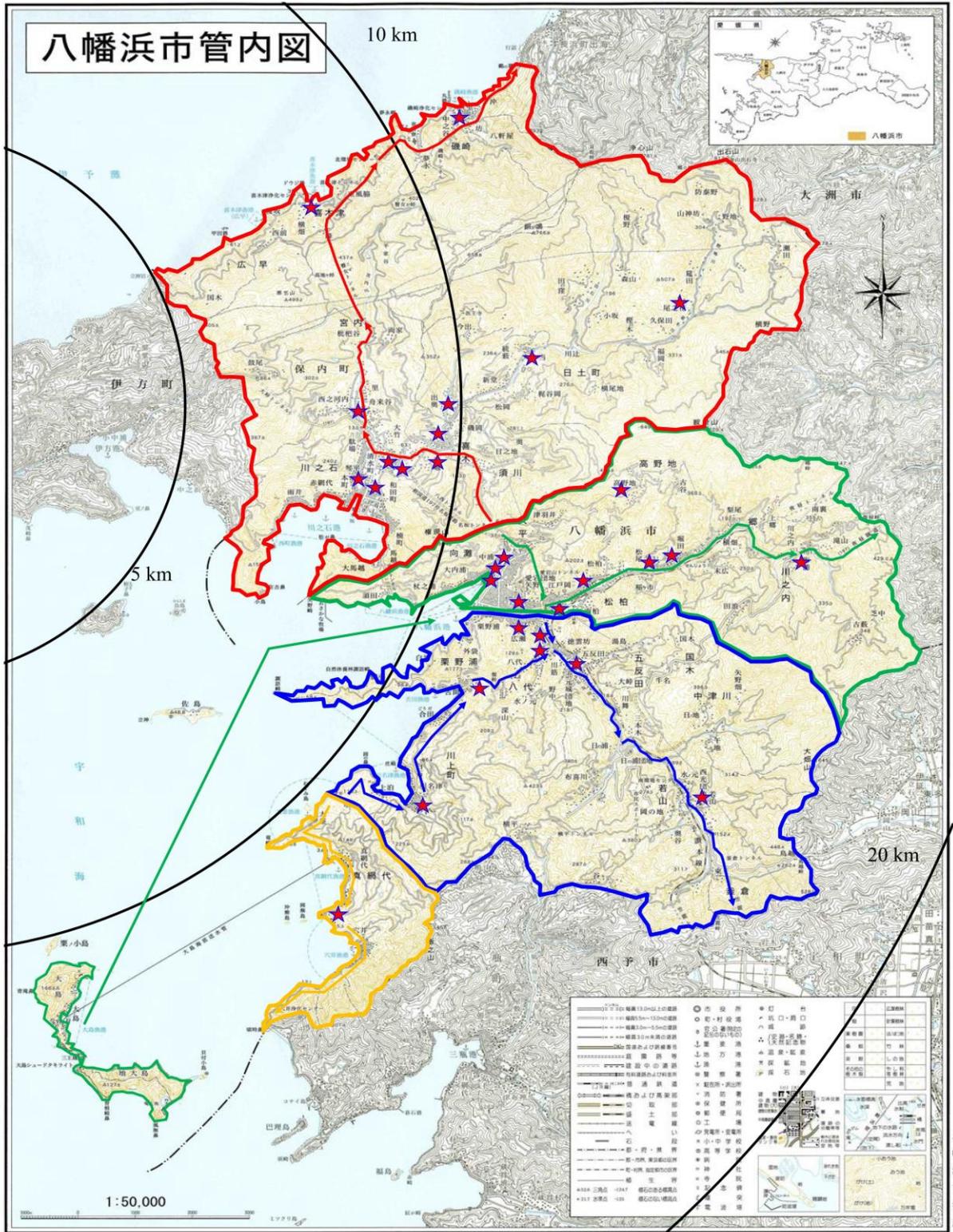


図 5-1 愛媛県広域避難計画で示された八幡浜市の推奨避難ルート



※避難ルート別に色分け。「★」印は一時避難所を示す。
 ※具体的地区名（自主防災単位）は、表 5-1 一時集結所一覧表に記載。

図 5-2 八幡浜市推奨避難ルート（市内細部）

表 5-1 一時集結所一覧表

番号	名称	自主防災会名		コンクリート公共施設	浸水被害時の集結所	指示区域
		地区	自治			
1	白浜地区公民館	白浜	勘定 杖の浦 大内浦	—	愛宕中学校	4
2	白浜小学校	白浜	※上記以外 の自主 防災会	—	愛宕中学校	4
3	市民スポーツセンター	大島	大島	●大島産業振興センター ●大島開発総合センター	愛宕中学校	18
		松蔭	大黒町 新町 築港	●松蔭地区公民館	愛宕中学校	4
4	松蔭小学校	松蔭	※上記・古 町、千代田 町以外の自 主防災会	●栗野浦共同作業所 ●栗野浦(鯛引)集会所 ●中央公民館 ●ふれあいセンター ●大谷口自治公民館	八幡浜高校	4
5	八幡浜工業高校	松蔭	古町	—	神山小学校	4
		神山	矢野町	—	神山小学校	4
6	八代中学校	神山	八代 八代団地	—	神山小学校	4
7	神山小学校	神山	※上記以外 の自主 防災会	●神山地区公民館 ●川舞自治公民館	—	15
		江戸岡	第2分区	●保健福祉総合センター	—	4
8	江戸岡小学校	江戸岡	第1分区	●江戸岡地区公民館 ●神宮通り福社会館	八幡浜高校	4
9	八幡浜市民図書館	江戸岡	第4分区	●武道館・愛宕保育所 ●愛宕中学校 ●(仮称)文化活動センター	愛宕中学校	4
		松蔭	千代田町	—	愛宕中学校	4
10	八幡浜高校	江戸岡	第3分区	●保健福祉総合センター	—	4
11	松柏中学校	千丈	松柏	●千丈地区公民館	—	14
12	千丈小学校	千丈	郷 松尾	—	—	14
13	旧長谷小学校	千丈	高野地	—	—	12
14	川之内地区公民館	川之内	地区全域	—	—	13
15	旧舌田小学校	舌田	地区全域	●舌田地区公民館 (合田自治公民館)	神山小学校	4

5 住民の避難体制

番号	名称	自主防災会名		コンクリート公共施設	浸水被害時の集結所	指示区域
		地区	自治			
16	川上小学校	川上	地区全域	●川上地区公民館 ●白石自治公民館 ●上泊自治公民館	真穴小中学校	16
17	真穴小中学校	真穴	地区全域	●真穴地区公民館	—	7
18	旧双岩中学校	双岩	地区全域	●双岩小学校 ●双岩地区公民館	—	6、15、17
19	旧青石中学校	日土	防川以西の自主防災会	●出之奥集会所	—	3
20	日土小学校	日土	上記以外の自主防災会	●続藪集会所 ●中当集会所 ●日土地区公民館 (JA 西宇和日土出張所)	—	10
21	日土東地区公民館	日土東	地区全域	—	—	9
22	保内中央体育館	喜須来	神越	●神越自治公民館	喜須来小学校	3
23	喜須来小学校	喜須来	城高 喜木町 磯岡	●城高自治公民館 ●磯岡自治公民館	—	3
24	喜須来地区公民館	喜須来	※上記以外の自主防災会	●須川里・日之地自治公民館	—	3
25	川之石高校	川之石	楠町 和田町	●楠町自治公民館	喜須来小学校	3
26	保内中学校	川之石	※上記以外の自主防災会	●西町自治公民館 ●川之石小学校	喜須来小学校	5
27	八幡浜市文化会館 (ゆめみかん)	宮内	清水町 大竹 舟来谷	●清水町自治公民館 ●舟来谷自治公民館 ●大竹自治公民館 ●中央公民館保内分館	旧青石中学校	3
28	宮内小学校	宮内	※上記以外の自主防災会	●宮内地区公民館 ●両家・枇杷谷自治公民館 ●駄場自治公民館 ●西之河内下自治公民館 ●鼓尾自治公民館	旧青石中学校	1、3、11
29	喜木津体育館	磯津	喜木津 広早	—	—	2
30	旧磯崎小学校	磯津	※上記以外の自主防災会	●磯津地区公民館	—	8

5-2 避難の誘導・確認

避難対象地域の住民の避難誘導、避難完了の確認は、下記の要領によるものとするが、可能な範囲で実施するものとする。また、避難の誘導・確認を迅速に完了させるため、市内30箇所の一時集結所を経由していない者は、早期に電話又はメール等により、その滞在先等について、市災害対策本部に報告することとする。

(1) 避難誘導時の警察、消防との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の住民に避難指示を発令する段階で、八幡浜警察署と避難対象地域の確認を行い、交通規制の場所や規制予定時間等を調整するとともに、八幡浜地区施設事務組合消防本部に対して、避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼する。

(2) 避難誘導時の消防団、自主防災組織等との連携

市災害対策本部は、避難対象地域の一時集結所に市職員を配置し、避難対象地域の消防団及び自主防災組織と連携しながら、住民等の避難状況を確認する。

また、消防団に対して、避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼する。

(3) 自家用車での避難についての対応

市は、平時から自主防災組織等と連携し、避難方法、一時集結所及び避難経路所（広域避難所）等について周知を図る。

また、市が指定する広域避難所以外に避難した住民は、市災害対策本部に電話又はメールにより滞在先を報告することの周知徹底を図る。

避難指示が発令され、自家用車で直接避難を行う住民には、必ず避難退域時検査場所及び避難経路所に立ち寄りよう周知徹底する。

この場合、市は住民に対して、避難で使用する自家用車等の燃料の残量に常に気を配り、避難時において枯渇しないよう啓発を行うものとする。

(4) バス等による避難についての対応

自家用車での避難が困難な住民は、一時集結所に集合するものとする。一時集結所までの移動が困難な住民に対しては、市は自主防災会等と調整し車両等により移送することとする。

一時集結所に配置した市職員は、乗車する住民に氏名等を避難対象者名簿に記載させるとともに、集合した住民の数を市災害対策本部に報告する。

市災害対策本部は、県に一時集結所へバス等を配車するよう要請し、集合した住民を避難経路所に移送する。

また、バス事業者に市災害対策本部、一時集結所等の拠点へ運行管理者の派遣を求め、運行の管理に当たらせる。

運転手等が一般公衆の被ばく線量限度である1mSvを超えて被ばくするおそれがある等、バス事業者から必要な車両等の提供を受けられない場合には、県は国に代替手段の確保を求める。

(5) 避難対象地域の避難完了の確認方法

市職員と消防団員により、避難が確認できていない世帯を中心に可能な限り戸別訪問を実施し、避難状況の最終確認を行うものとする。

(6) 避難完了の報告

市職員は、避難の確認を完了した後、市災害対策本部へ「避難完了」を報告する。

避難完了の報告を受けた場合、市は、その旨を速やかに県及び警察等関係機関に連絡するとともに、避難が完了していない地区の情報についても適宜報告する。

5-3 広域避難所及び避難経由所

広域避難先は原則として「松山市」とし、松山市へ避難する場合の避難経由所を「愛媛県総合運動公園」とする。避難経由所において、広域避難所（松山市内の避難施設）の割振りを行うが、スムーズな避難や、避難後の地域コミュニティの維持、家族の離散防止等を図るため、表 5-2「広域避難所（松山市内）一覧」のとおり、行政区単位で避難先を割振ることとする。

表 5-2 広域避難所（松山市内）一覧

番号	名称	所在地（松山市）	電話番号	収容可能 人数	受入対象者
					地区名（行政区名）
1	愛媛県消防学校	勝岡町 1163 番地 15	089-978-4000	400	松蔭(大谷口)
2	愛媛県男女共同参画センター	山越町 450 番地	089-926-1633	640	磯津
3	愛媛県総合社会福祉会館	持田町 3 丁目 8 番 15 号	089-921-5070	430	松蔭(新町)
4	えひめこどもの城	西野町乙 108 番地 1	089-963-3300	2,490	大島、真穴、川上
5	福祉総合支援センター	本町 7 丁目 2 番地	089-922-5040	1,780	千丈(松柏)、松蔭(築港)
6	愛媛県立愛媛母子生活支援センター	道後今市 12 番地 30	089-925-2678	620	松蔭(大黒町)
7	愛媛県視聴覚福祉センター	本町 6 丁目 11 番 5 号	089-923-9093	1,870	千丈(高野地、松尾、郷)
8	愛媛国際貿易センター	大可賀 2 丁目 1 番 28 号	089-951-1211	3,890	川之石、松蔭(広瀬)
9	松山高等技術専門学校	本町 7 丁目 2 番地	089-924-5768	740	松蔭(古町)
10	中予地方局建設部分室	拓川町 482 番地 1	089-935-4563	310	松蔭(栗野浦)
11	愛媛県生涯学習センター	上野町甲 650 番地	089-963-2111	6,420	宮内、喜須来
12	愛媛県教育文化会館	堀之内	089-941-1441	3,220	日土、双岩、松蔭(千代田町)
13	愛媛県武道館	市坪西町 551 番地	089-965-3111	8,740	白浜、江戸岡、舌田
14	愛媛県美術館	堀之内	089-932-0010	5,180	神山、日土東、川之内
収容可能人数 計				36,730	避難者数 計 34,194人

(避難者数：平成 30 年 3 月 31 日現在)

広域避難所は、複合災害時の松山市住民の避難場所を確保するため、松山市にある県有施設への避難を原則とし、原子力災害が単独で発生した場合も同様とする。

複合災害等により、予定していた広域避難所が使用できない場合は、県と調整のうえ、他の県有施設等を活用するほか、二次避難先の調整を県に要請する。

広域避難所では、広域避難者の状況把握及び必要な支援の実施のため、「広域避難者名簿」（資料編 8-6（様式））により受付を行う。

避難経路から広域避難所までの移動は、基本的に避難等で使用した広域避難者の自家用車等や、県が手配したバス等で移動するものとする。ただし、広域避難所の駐車場に余裕がない場合は、バス等の手配を県に追加要請する。

また、避難指示対象区域の住民が、指示があった時点で、市外に滞在している場合は、直接、避難経路所に移動する。

なお、避難住民は、一時集結所等から避難経路所までの経路上に設置される避難退域時検査場所において必ず避難退域時検査を受け、必要があれば簡易除染等の処置を受けるものとする。具体的な手順は、原子力規制庁が定める「原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアル」によるものとする。

検査場所は表 5-3「避難退域時検査場所（候補地一覧）」に記載のとおりとし、状況に応じて開設するものとする。

表 5-3 避難退域時検査場所（候補地一覧）

検査場所	避難元市町
しもなだ運動公園	伊方町、八幡浜市、大洲市、伊予市
内子町役場 内子分庁舎	大洲市、西予市、八幡浜市、内子町、伊予市
清流の里ひじかわ	八幡浜市、西予市
野村ダム駐車場・ほわいとファーム	
内子PA	八幡浜市、大洲市、内子町
伊予灘SA	

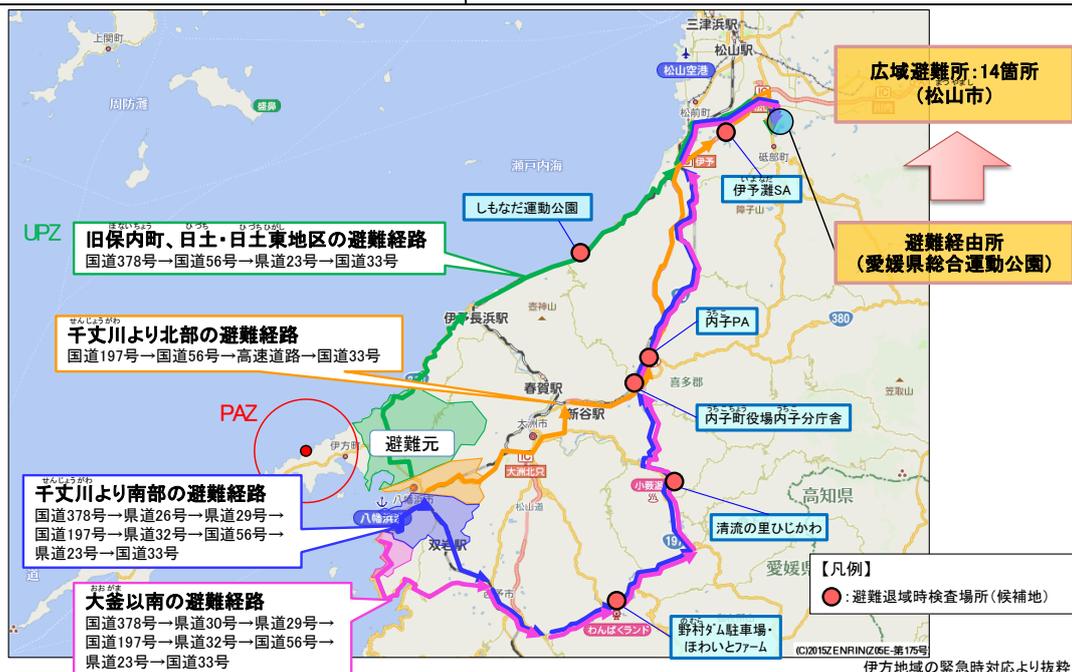


図 5-3 八幡浜市から避難先までの主な経路

市は、県と協力し、国からの指示に基づき、避難住民への避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を実施するものとする。

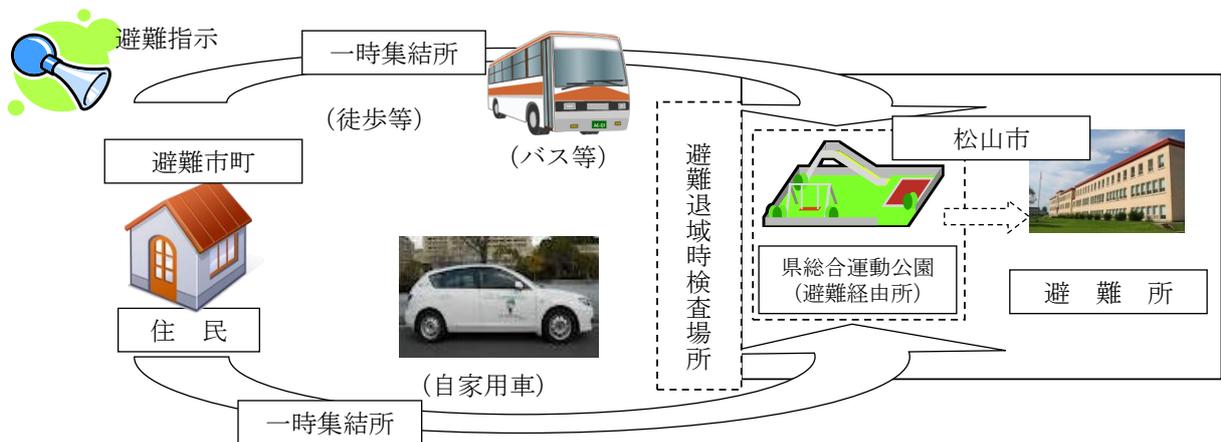
また、県、四国電力及び自衛隊の協力を得て、避難ルート沿いに避難退域時検査場所を設置し、車両の避難退域時検査を行うほか、基準値以上の放射性物質が付着していた車両の簡易除染を行うものとする。

避難退域時検査は、県、四国電力、自衛隊等が保有する人員や資機材により行うが、これらが不足する場合には、国を通じて支援を要請する。

避難経由所や広域避難所等では、避難退域時検査場所が発行される通過証等により、避難退域時検査等を受けているか確認されることから、避難（一時移転）の指示に際しては、避難住民に避難退域時検査場所の周知徹底を図る。

避難退域時検査等を行ってもなお、除染を行う判断基準（OIL4）を超過している場合には、県に相談のうえ、除染等が可能な医療機関等で処置を受けるものとする。

【広域避難の流れ】



【避難経由所を開設するメリット】

- ① 避難経由所において避難者の避難先振り分けを実施するため、段階的に避難所が開設でき、受入自治体の初期段階における避難所運営の負担が軽減できる。
- ② 大きな駐車スペースを持つ避難経由所の設定により、避難車両の駐車スペースが確保でき、受入自治体内の渋滞緩和が図れる。
- ③ 土地勘がない避難住民にとって目的地がわかりやすくなり、混乱が少なくなる。
- ④ 避難経由所は、避難住民への情報提供等、一定のターミナル的な役割を果たすことができる。

5-4 避難（輸送）経路及び避難の際の注意点

一時集結所から避難経由所（愛媛県総合運動公園）までの経路は、原則として図 5-1 及び図 5-2 に示す推奨避難ルートの基本とする。推奨避難ルートの詳細等については次頁に示す。

ただし気象条件や複合災害時の道路の被災状況等に応じ、推奨避難ルートに沿った避難が困難である場合は、下記図 5-4 八幡浜市の避難経路の中から、最短（最速）経路を選択し避難する。なお、警察等による交通規制が実施される場合は、その指示に従い移動するものとする。

また、地震、津波等の被害により、松山市において避難所が確保できない場合は、「今治市」、「上島町」へ避難することとするほか、事故の急速な進展等により、松山市方面への避難ができない場合は、宇和島市・愛南町方面、もしくは航路により大分県へ避難することとする。

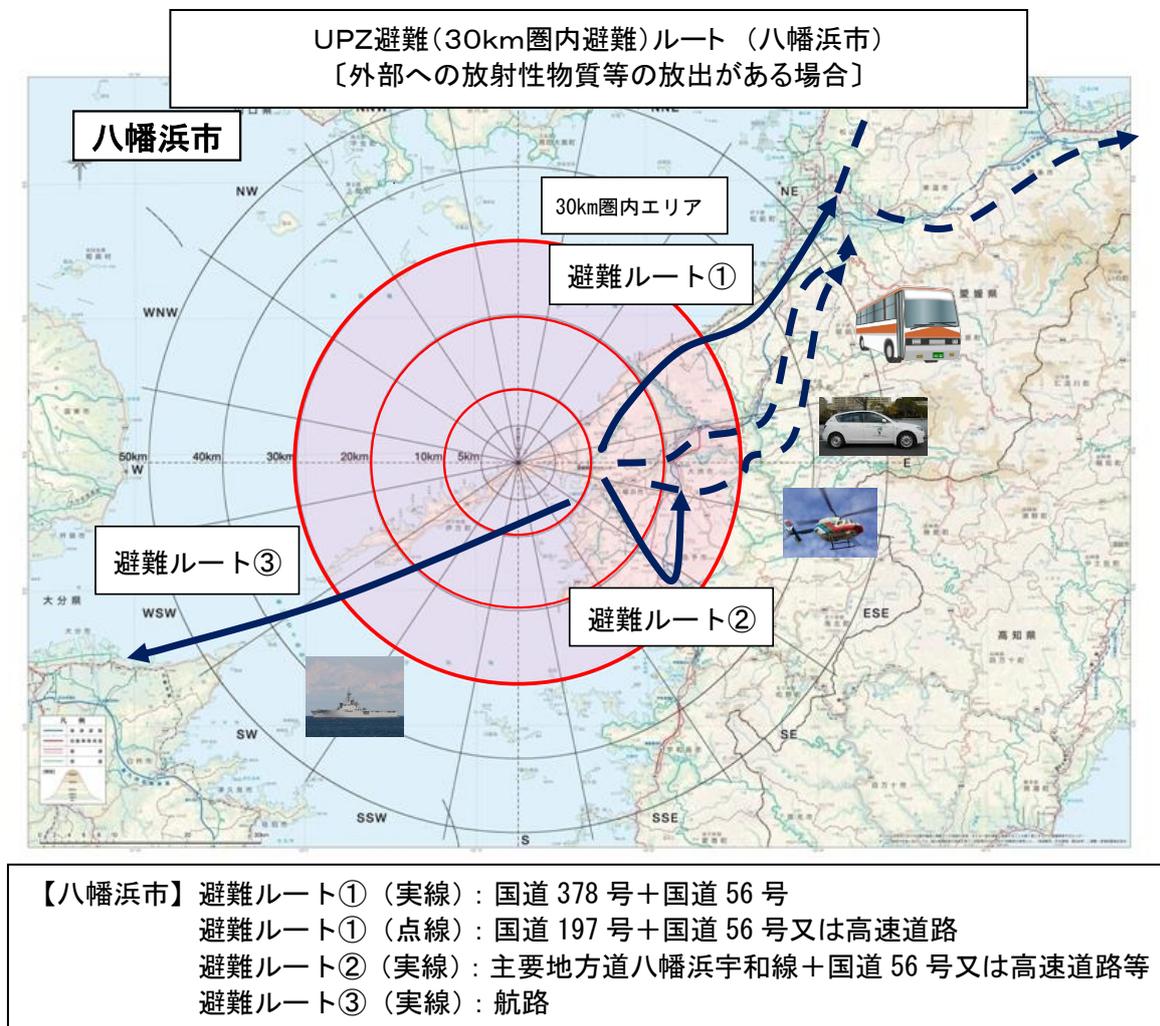


図 5-4 八幡浜市の避難経路

<推奨避難ルートの詳細>

県広域避難計画にて示された、「愛媛県原子力防災広域避難対策（避難時間推計）検討調査結果概要（避難シミュレーション）」より、30 km 圏内の住民がその外へ避難する際には、新宮内交差点及び江戸岡交差点で発生した渋滞が長時間に渡り継続することで、結果的に避難により多くの時間を要してしまうことが判明した。

特に OIL1 が観測され、避難を実施する場合において、無用な被ばくを避けるため、できる限り早期に 30 km 圏内から出る必要がある。このため、効率良く避難を実施するために、シミュレーション結果を踏まえた推奨避難ルートに基づいて、下記地区ごとの避難ルートを設定している。

まず市内を大きく以下の4つの区域に分けるものとする。その後は、下記に従い、広域避難先へ避難を実施する。

- ① 保内町、日土町：国道 378 号 → 松山市
- ② 千丈川（新川）より北部：国道 197 号 → 大洲市（※大洲北只 IC より高速道路又は国道 56 号を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市
- ③ 千丈川（新川）より南部（産業通り及び舌田地区、川上地区、双岩地区等）：主要地方道八幡浜宇和線 → 西予市（※国道 56 号、西予宇和 IC より高速道路又は県道 29 号線⇒国道 441 号等を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市
- ④ 大釜以南：国道 378 号（南下） → 西予市（三瓶町） → 西予市（宇和町）（※国道 56 号、西予宇和 IC より高速道路又は県道 29 号線⇒国道 441 号等を使用。その時の交通規制等の状況による。） → 松山市

<避難の際の注意点>

避難シミュレーションの結果より、上記推奨避難ルートに沿った避難の実施の他に、下記項目を実施することで、より避難時間を短縮できることが判明している。

- 自家用車乗り合わせ避難の推進：交通渋滞を緩和するため、家族又は近隣住民等で乗りあわせることで、より早期の避難が可能となる。
- 交通渋滞の増長原因となる避難指示区域外の自主避難の抑制：避難指示対象者が速やかに避難できるよう、避難指示区域外の自主避難を控える。

5-5 大島地区の避難体制

大島地区住民の避難については、原則、航路（自家用船舶、定期船等）により八幡浜港を經由して一時集結所（市民スポーツセンター）に集合し、市・県が手配するバス等により広域避難を実施するものとする。

また、避難指示が発令された時点で、港湾施設の被災や事故の進展状況等により、航路による移動が困難な場合は、原子力災害対策施設（大島産業振興センター4階）において、屋

内退避を実施する。屋内退避後の広域避難については、国、県の協力のもと空路による避難を実施する。

なお、大島地区の安定ヨウ素剤は、原子力災害対策施設に備蓄し、国の指示が出た時点で、自主防災会や消防団の協力を得て住民に配布するものとする。さらに、国から服用の指示が出た場合は、島内（自宅又はコンクリート公共施設）で服用した後、避難又は屋内退避を行うものとする。

5-6 児童、生徒、教職員等への対応

児童、生徒等の在校園中に原子力災害が発生した場合、学校等の施設管理者は、各施設が定める避難計画に基づき、市教育委員会や市災害対策本部等と連携して対応する。

市から屋内退避準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が発令された段階で、児童、生徒等を保護者に引き渡し、自宅の所在する地区の住民として避難することを原則とする。

保護者へ引き渡す際の混乱を防止するため、保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の施設管理者は、災害時に適切に対応できるよう、地域性を反映したマニュアル（児童、生徒等の待機場所、引き渡しの際の保護者受付場所、動線等）を策定し、保護者との間で、原子力災害発生時における児童、生徒等の引き渡しに関するルールをあらかじめ定めておくとともに、定期的に引き渡し訓練を行うものとする。

教職員等は児童、生徒等を全員保護者へ引き渡した後に帰宅又は避難する。避難指示が発令された段階で、保護者との連絡が取れない児童・生徒等がいる場合は、施設の所在する地区の住民として一緒に避難し、避難経路所で保護者に引き渡すこととする。このため、避難経路所での合流場所、教職員との連絡方法等についても事前に定めておく。

5-7 外国人への対応

日本語での情報が十分理解できない外国人の避難誘導については、易しい日本語や外国語、身ぶり、手ぶりによるコミュニケーションを図り、孤立させないよう配慮する。

また、避難情報については、多言語による情報提供が必要な場合も想定されることから、外国人向けの避難誘導マニュアルを作成するよう努める。

5-8 一時滞在者（観光客等）への対応

市は、観光客等一時滞在者に対して、伊方発電所での事故やトラブル等について、報道機関や観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行うものとする。

観光客等一時滞在者は、警戒事態の段階で、宿泊先に帰還する等の帰宅準備を行い、市から住民に対して屋内退避準備指示（施設敷地緊急事態段階：Bレベル）が出た段階で、市外に退避するものとする。

また、滞在場所に避難指示が発令された段階で帰宅等ができない場合は、最寄りの一時集結所から住民とともにバス等により避難を行うものとする。

《緊急事態区分に応じた防護措置等のフロー図》

各段階における市職員の動員、配置及び詳細な事務分掌については、別途「避難計画運用マニュアル」を作成する。

区分	防護措置（市の対応）等
A 警戒 事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 市災害対策本部の設置（県との対策協議、情報収集） <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県モニタリング本部にモニタリング要員を派遣 ② 住民広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅準備） ③ 一時集結所の開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当職員を一時集結所に配置（職員は線量計を携行） ○ 避難対象者名簿、安定ヨウ素剤（問診票、服用説明書）を配備 ○ 消防団及び自主防災会に一時集結所の開設・運営協力を依頼 ④ コンクリート公共施設開設準備 <ul style="list-style-type: none"> ○ 担当職員等をコンクリート公共施設に配置
B 施設 敷地 緊急 事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 市災害対策本部（国、県との対策協議、情報収集） <ul style="list-style-type: none"> ○ 愛媛県オフサイトセンターに参集要員を派遣 ○ 緊急時モニタリングセンターに参画 ② 住民広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事故等の状況 ○ 屋内退避準備指示（帰宅要請） ○ 要配慮者への避難準備指示 ③ 一時集結所を開設（市内全域） <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の受入れを開始 ④ コンクリート公共施設（市内全域） <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の受入れを開始
C 全面 緊急 事態	<ul style="list-style-type: none"> ① 市災害対策本部（国、県との対策協議、情報収集） ② 住民広報の実施 <ul style="list-style-type: none"> ○ 屋内退避指示 ○ 避難準備指示 ③ 一時集結所 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の受入れ（継続） ○ 避難に備え、現時点で必要となるバスの台数を算出し市災害対策本部に連絡 ○ 安定ヨウ素剤配布準備 ④ コンクリート公共施設 <ul style="list-style-type: none"> ○ 住民の受入れ（継続） ○ 退避住民の状況を管轄の一時集結所に連絡 ○ 避難に備え、退避住民の一時集結所までの移動手段を調整

避 難	<p>放射性物質の放出後、OIL超を観測</p> <p>① 市災害対策本部（国・県との対策協議、情報収集）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時移転又は避難指示区域の決定 ○ 八幡浜警察署と交通規制の調整（場所、予定時間、避難対象地域） ○ 八幡浜地区施設事務組合消防本部に避難対象地域の避難指示巡回広報を依頼 ○ 消防団に避難対象地域の避難指示等巡回広報を依頼 <p>② 住民広報の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一時移転又は避難指示区域の住民に避難指示 ○ 病院や社会福祉施設等、避難より屋内退避が優先される場合やブルーム到来が想定される場合は屋内退避指示 <p>③ 一時集結所（一時移転又は避難指示区域）※一時移転の場合の詳細は今後、検討するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ その場で記載する問診票と引き換えに安定ヨウ素剤を服用説明書とともに配布 ○ 安定ヨウ素剤の服用指示（必要時） ○ 一時集結所ごとに作成した避難対象者名簿と問診票を照合 <ul style="list-style-type: none"> → 安定ヨウ素剤の配布状況を確認 → バス等の手配を市災害対策本部に要請 ○ バスに乗車する者の氏名を避難対象者名簿で確認後、避難経路所へ移送 ○ 自家用車で避難する住民に避難退避時検査場所を伝達 ○ 避難の確認ができていない住民の情報を自主防災会及び消防団と共有しながら、対象世帯への電話連絡や戸別訪問等を実施し、避難漏れ者がいないかを最終確認 ○ 担当職員は避難の確認を完了した後、市災害対策本部へ「避難完了」を報告 <ul style="list-style-type: none"> → 市災害対策本部は、警察署、消防本部にそれぞれ避難完了報告を実施 <p>④ コンクリート公共施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公用車等を手配し、一時集結所までの移動が困難な住民を一時集結所まで移送
避 難 先	<p>① 避難経路所（愛媛県総合運動公園）、広域避難所（松山市内の公共施設）の開設場所に市職員を配置</p> <p>② 市職員は、避難経路所、広域避難所の職員（県・松山市）と協力し、避難者の受入れ準備を実施</p> <p>③ 市職員は、広域避難者名簿又は被災地住民登録票に基づき、広域避難所に受入れた住民の情報を市災害対策本部に報告</p>

6 要配慮者に対する避難支援等

6-1 在宅要配慮者の避難体制

6-2 要配慮者施設の避難体制

6-1 在宅要配慮者の避難体制

(1) 情報共有機関及び避難協力機関

市は在宅要配慮者の避難の誘導、確認等において、下記の機関と連携、協力し、迅速な避難完了を図るものとする。

- 八幡浜地区施設事務組合消防本部
- 八幡浜市消防団
- 八幡浜警察署
- 八幡浜市社会福祉協議会
- 八幡浜市民生児童委員協議会
- 各地区自主防災会

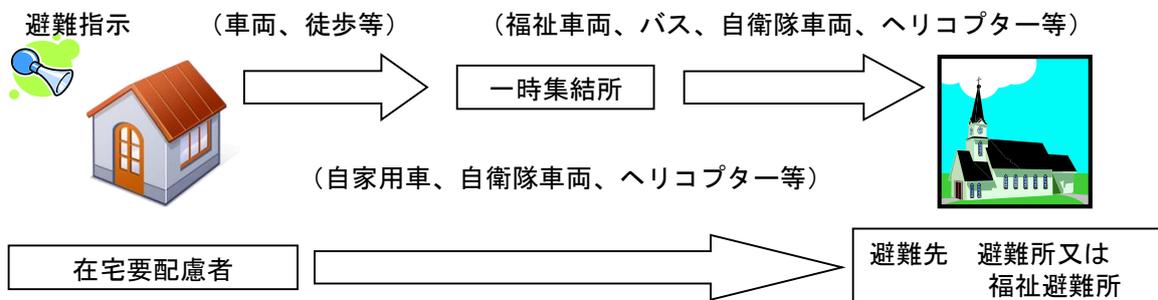
(2) 在宅要配慮者の避難支援体制

「避難行動要支援者名簿」を活用して、情報伝達体制、避難支援体制を整備し、要配慮者の避難を支援する。

特に、在宅の要配慮者の避難誘導は、その時の状況や要配慮者の状態によって柔軟に対応する必要があることから、市災害対策本部は避難指示を発令する段階で、県、関係機関と協議しながら輸送計画を調整し、また、情報を共有している機関とも連絡を密にし、避難支援の協力を求め、必要な人員や車両（バス等）の確保に努める。

なお、在宅の要配慮者が避難する際には、同居する家族が同伴することを原則とする。

【在宅要配慮者の避難の流れ】



※ 在宅要配慮者のうち、自力で避難可能な者及び支援者の同行により避難可能な者は、自家用車又は支援者の車両等で避難所へ移動する。

※ 在宅要配慮者のうち支援者がいない者については、消防団や自主防災組織等の避難支援関係者間で情報共有し、屋内退避や一時移転等の支援を行う。

6-2 要配慮者施設の避難体制

(1) 要配慮者施設の対応

市内の要配慮者施設は、資料編に掲載のとおりである。

避難先施設・病院等への緊急入所・入院については、県、松山市の協力を得て、市内施設・病院等に対し、できる限り早い段階で情報提供を行い、市内施設と避難先施設の連携が図れる体制を整え、受入れの円滑化を図る。

(2) 要配慮者施設の避難体制

施設入居者の避難方法、避難先については、愛媛県広域避難計画の第5章「要配慮者の避難体制」のとおりとする。

社会福祉施設入所者については、各施設が定める避難計画に基づき、あらかじめ定められた避難先へ避難等を行う。

なお、何らかの事情で、あらかじめ選定した避難先施設が使用できない場合には、愛媛県災害対策本部で受入先を調整する。

愛媛県広域避難計画、第5章要配慮者の避難体制

避難生活で特段の配慮が必要な要配慮者の避難について、社会福祉施設等入所者は避難先の社会福祉施設等へ緊急入所を行い、病院等入院患者は病院等へ搬送を行うものとする。

在宅要配慮者については、まずは一般の避難所へ避難したうえで、必要に応じて福祉避難所（一般の避難所より比較的生活環境が整った避難所）へ移送を行うものとする。ただし、避難する際、既に福祉避難所の受入先を確保し移送手段が用意できている場合は、直接避難を行うものとする。

また、要配慮者の避難については、避難に伴うリスクを極力避ける必要があるため、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早期に行い、避難指示後、搬送手段及び避難先の準備が整った段階で避難を開始するものとする。

なお、放射性物質の放出のおそれがある場合や無理に避難することにより健康リスクが高まる者については、状況に応じて放射線防護対策施設等への屋内退避を組み合わせるものとする。

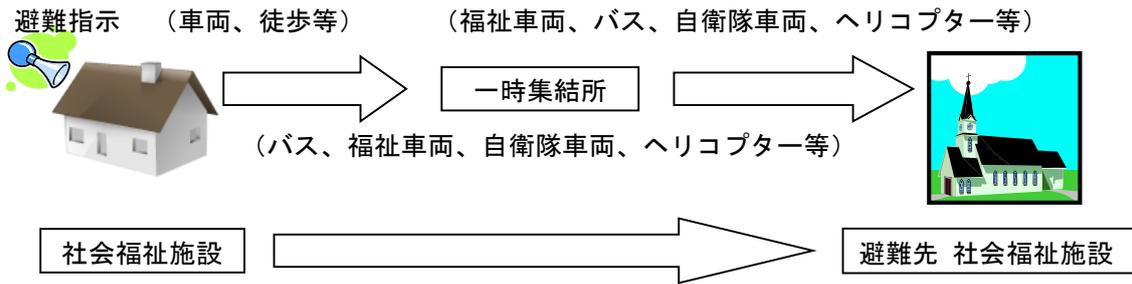
【市内の放射線防護対策施設一覧】

施設名	所在地	面積	収容可能人数
大島産業振興センター	大島3-298	405㎡	202人
八幡浜市役所八幡浜庁舎	北浜一丁目1番1号	853㎡	426人
特別養護老人ホーム青石寮	保内町磯崎2114-3	1,374㎡	687人
八幡浜地区施設事務組合消防本部	松柏丙796	930㎡	

※ 収容可能人数は、施設の面積を基に1人あたり2㎡として計算。

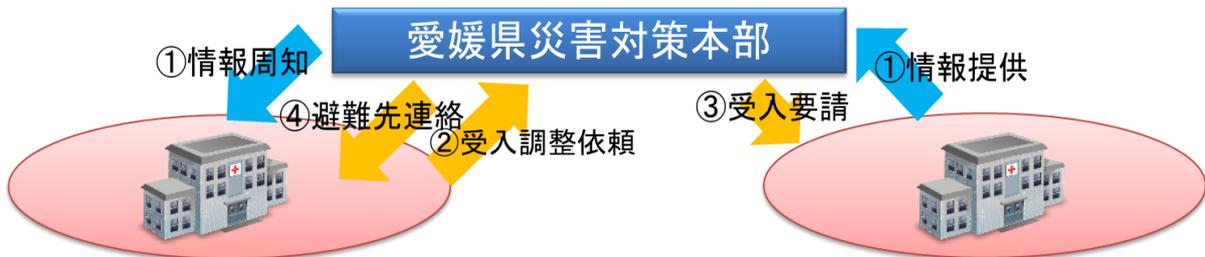
※ 消防本部は対策拠点施設として整備しているため、避難者の収容を想定していない。

【社会福祉施設入所者の避難の流れ】



※ 社会福祉施設通所者については、時間的に余裕のない場合等を除き、屋内退避準備情報等が発出された段階で通所施設から帰宅し、避難指示の発令後、自宅等からの避難を行う。

【病院等入院患者の避難の流れ】



※ 避難等防護措置が必要になった場合には、愛媛県災害対策本部が緊急被ばく医療アドバイザーや災害医療コーディネーターの助言を受け、医療機関の受入候補先を選定するとともに、受入に関する調整を実施する（愛媛県広域避難計画第5章より）。

※ 災害時に避難対象となる者の病状が予め特定できないことから、災害時の避難対象者の病状や各医療機関の被災状況を踏まえ、施設間マッチングという体制ではなく、柔軟に対応する体制としている。

7 避難者の支援体制等

7-1 避難経路所及び広域避難所の開設・運営等

7-2 二次避難への移行

7-3 要配慮者に対する支援等

7-4 避難者への情報提供

7-5 健康管理とメンタルヘルス対策

7-6 避難者の生活支援

7-7 市の行政機能移転

7-1 避難経路所及び広域避難所の開設・運営等

避難経路所（愛媛県総合運動公園）、広域避難所（松山市内の公共施設）の開設は、県が避難先の自治体（松山市）に要請し、受入自治体側が行うものとする。避難等開始当初は、市及び県は、住民避難に全力をあげなければならないため、避難経路所や広域避難所等の開設・運営、広域避難者の誘導などの受入業務は、受入自治体が主体的に対応する。

住民避難に際しては、市職員が避難経路所や広域避難所等へ住民と同行し、避難者と受入自治体の調整機能を担い、住民の不安を解消するため、広域避難所に住民相談窓口を設置する。

また、広域避難所の運営は、避難開始直後からできるだけ早期に、各避難所へ市職員を順次派遣し、受入自治体から市へ各避難所の運営を移管させるものとし、移管後は、市職員や広域避難者、施設管理者、ボランティア等による自主運営体制に移行する。

7-2 二次避難への移行

原子力災害の場合、放射性物質による地域の汚染状況等により、避難が長期化するおそれがある。避難者の避難生活の安定確保と避難所を提供する受入自治体の負担軽減を図るため、二次避難先の確保が必要となる。特に、小中学校等の教育施設を避難所としている場合は、教育への影響に配慮し、できるだけ早期に避難所を解消しなければならない。

二次避難先について、市は、県及び受入自治体と連携して、公営住宅、民間賃貸住宅借上げによるみなし仮設住宅、その他既存施設で活用可能な住宅を確保し、なお不足する場合には応急仮設住宅を建設する。

7-3 要配慮者に対する支援等

要配慮者の状況は、「車椅子生活で介助が必要」、「障がい者トイレが必要」、「認知症により理解が苦手」など、多様なケースがあるため、指定する避難所での長期的な生活が困難なケ

ースも予想される。

このようなケースでは、市は要配慮者のニーズに合わせて、県及び受入自治体の協力を得て、広域避難初期における福祉避難所の開設や社会福祉施設等への入所に向けて調整を行うなど、要配慮者の避難生活を支援する。

なお、福祉避難所の開設・運営については基本的に広域避難所と同様とし、できるだけ早期に、受入自治体から市へ運営を移管するものとする。

要配慮者のケアについては、在宅要配慮者は家族が、社会福祉施設等入所者は各施設職員が中心となって行うものとする。

ケア要員の不足が想定されることから、国や受入自治体等に要請し受入地域や他地域等から、医療・福祉関係者やボランティア等の応援要員を迅速に確保するものとする。

7-4 避難者への情報提供

避難者への情報提供は、要配慮者、一時滞在者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等、被災者のおかれている生活環境、居住環境等に配慮した情報伝達に努めるものとする。

特に、避難所に居る被災者は、情報を得る手段が限られていることから、被災者の生活支援に関する情報については、紙媒体で情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

7-5 健康管理とメンタルヘルス対策

放射線被ばくや放射性物質による汚染に対する心理的不安や避難生活という環境の変化の中で、精神的な負担が重なり、避難者の健康に悪影響を及ぼすことも考えられる。また、避難前から継続的な医師の治療を受けていた人や常備薬を日常的に服用している人など、医療機関に入院するほどではないが、継続した治療が必要な場合もある。

このようなことから、各避難所で担当職員が避難者の生活状況の確認を行う中で、健康に関する情報については特に迅速に収集するとともに、医師の診察が必要な避難者については、医師会等の協力を得て避難所の巡回検診を実施するなどの方法により、避難者の受診体制を整えるものとする。

また、市は県保健所との連携のもと、保健師を各避難所に派遣するなど、専門家の助言を受けながら、避難者の健康管理やメンタルヘルスカアを行う。

7-6 避難者の生活支援

避難先では、避難者の誰もが適切な生活支援サービスを受けられるよう、県、市及び受入自治体間で情報共有を図るとともに、国に対し、財源の手当ても含めた包括的な支援メニューの整備を働きかける。

県及び市は、受入自治体、国その他関係機関・団体の協力を得て、避難期間が長期に及ぶ場合の就労の斡旋や住まいの確保、さらには移住も含め、避難者のニーズにきめ細かく対応

した支援を行う。

7-7 市の行政機能移転

市は、避難者に生活支援サービスを提供するため、国、県及び受入自治体と協議し、代替施設を決定し、行政機能を移転する。

代替施設が決定した場合、所在地や連絡先等について市は速やかに避難者に情報提供を行う。

8 資料編

- 8- 1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）
- 8- 2 コンクリート屋内退避候補公共施設
- 8- 3 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）
- 8- 4 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）
- 8- 5 避難対象者名簿（様式）
- 8- 6 広域避難者名簿（様式）
- 8- 7 防災関係機関及び連絡窓口
- 8- 8 市内の高齢者施設一覧
- 8- 9 市内の障がい者施設一覧
- 8-10 安定ヨウ素剤保有数量
- 8-11 事業所保有車両一覧
- 8-12 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

8-1 緊急事態区分及び緊急時活動レベル（EAL）

警戒事態

警戒事態を判断するEAL	
1. 敷地境界付近等の空間ガンマ線量率の上昇(AL01)	【1、2、3号機】
(1) 四国電力伊方発電所の事故により、放射性物質が外部に放出され、モニタリングステーションまたはモニタリングポストの空間ガンマ線量率が $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたとき。 (2) 愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションまたはモニタリングポストによる空間ガンマ線量率が、 $0.15 \mu\text{Sv/h}$ を超えたことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。	
2. 原子炉停止機能の異常のおそれ(AL11)	【3号機】
原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないとき。	
3. 原子炉冷却材の漏えい(AL21)	【3号機】
原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏えいが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないとき。	
4. 蒸気発生器給水機能喪失のおそれ(AL24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器への全ての主給水が停止した場合において、電動補助給水ポンプ又はタービン動補助給水ポンプによる給水機能が喪失したとき。	
5. 全交流電源喪失のおそれ(3号機)(AL25)	【3号機】
全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続したとき。	
6. 停止中の原子炉冷却機能の一部喪失(AL29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失したとき。	
7. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(3号機)(AL30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下したとき。	
8. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失のおそれ(2号機)(AL31)	【2号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないとき又は当該貯蔵槽の水位を一定時間以上測定できないとき。	
9. 単一障壁の喪失または喪失可能性(AL42)	【3号機】
燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したおそれがあるとき、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失したとき。	
10. 原子炉制御室他の機能喪失のおそれ(AL51)	【3号機】
原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じたとき。	
11. 所内外通信連絡機能の一部喪失(AL52)	【3号機】
原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失したとき。	
12. 重要区域*での火災・溢水による安全機能の一部喪失のおそれ(AL53)	【3号機】
重要区域*において、火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したおそれがあるとき。	

警戒事態を判断するEAL	
13. 外的事象(自然災害の発生)	
(1) 大地震の発生 伊方町内において、震度6弱以上の地震が発生した場合	【1、2、3号機】
(2) 大津波警報の発表 伊方町沿岸を含む津波予報区において大津波警報が発表された場合	【1、2、3号機】
(3) その他 四国電力伊方発電所において、新規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生したとき。	【3号機】
14. 原子力規制委員会委員長又は委員長代行が警戒本部の設置を判断した場合	【1、2、3号機】
(1) オンサイト総括が警戒事象と認める事象 オンサイト総括が警戒を必要と認める原子炉施設の重要な故障等が発生したとき。	
(2) その他外的事象の発生のおそれ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響をおよぼすおそれがあることを認知したとき。	

各項目中の()内に記載している番号(AL01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

※重要区域は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示す区域である。

施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(SE01) 【1、2、3号機】</p> <p>四国電力株式会社が設置している放射線測定設備(No.1～4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1\mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5\mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(SE02) 【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則」(以下、「通報事象等規則(原子炉施設)」という。)第5条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(SE03) 【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第5条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による放射線量の検出(SE04) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、$50\mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による放射性物質の放出(SE05) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$5\mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準以上の放射性物質が検出されたとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故のおそれ(SE06)	【1、2、3号機】
原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉の本体及び再処理施設の内部を除く。)において、核燃料物質の形状による管理、質量による管理その他の方法による管理が損なわれる状態その他の臨界状態の発生の蓋然性が高い状態になったとき。	
7. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による一部注入不能(SE21)	【3号機】
原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備のうち当該原子炉へ高圧又は低圧で注水するもののいずれかによる注水がただちにできないとき。	
8. 蒸気発生器給水機能の喪失(SE24)	【3号機】
原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失したとき。	
9. 全交流電源の30分以上喪失(SE25)	【3号機】
全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上継続したとき。	
10. 直流電源の部分喪失(SE27)	【3号機】
非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続したとき。	
11. 停止中の原子炉冷却機能の喪失(SE29)	【3号機】
原子炉の停止中に当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失したとき。	
12. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(3号機)(SE30)	【3号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	
13. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失(2号機)(SE31)	【2号機】
使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき。	
14. 格納容器健全性喪失のおそれ(SE41)	【3号機】
原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間にわたって通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えたとき。	
15. 2つの障壁の喪失または喪失可能性(SE42)	【3号機】
燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがあるとき、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失したおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失したとき。	
16. 原子炉格納容器圧力逃がし装置の使用(SE43)	【3号機】
炉心の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用したとき。	
17. 原子炉制御室の一部の機能喪失・警報喪失(SE51)	【3号機】
原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉及びその付属施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失したとき。	

施設敷地緊急事態を判断するEAL	
18. 所内外通信連絡機能の全ての喪失(SE52) 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失したとき。	【3号機】
19. 火災・溢水による安全機能の一部喪失(SE53) 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失したとき。	【3号機】
20. 防護措置の準備および一部実施が必要な事象発生(SE55) その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生したとき。	【1、2、3号機】

各項目中の()内に記載している番号(SE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

全面緊急事態

全面緊急事態を判断するEAL	
<p>1. 敷地境界付近の放射線量の上昇(GE01) 【1、2、3号機】</p> <p>四国電力株式会社が設置している放射線測定設備(No.1～4モニタリングポスト)またはモニタリングステーションにおいて以下の状態に至ったとき。</p> <p>ただし、落雷の影響による場合または格納容器排気筒ガスモニタ、補助建屋(家)排気筒ガスモニタおよび原子炉または使用済燃料貯蔵槽に係るすべてのエリアモニタリング設備により、検知された数値に異常が認められない場合は除く。</p> <p>(1) 1または2地点以上において、$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき。</p> <p>(2) 1または2地点以上において、$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した場合、中性子測定用可搬式測定器によって$1 \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出した放射線測定設備の周辺の中性子線量率を測定し、両者の合計が$5 \mu\text{Sv/h}$ 以上となったとき。</p> <p>または、愛媛県または山口県が設置しているモニタリングステーションもしくはモニタリングポストが上記の状態に至ったことの連絡を受け、発電所の異常に起因するものと確認したとき。</p> <p>ただし、これらの放射線量のいずれかが、2地点以上においてまたは10分間以上継続して検出した場合に限る。</p>	
<p>2. 通常放出経路での気体放射性物質の放出(GE02) 【1、2、3号機】</p> <p>以下に示す排気筒において「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>(1) 1号機補助建家排気筒</p> <p>(2) 1号機格納容器排気筒</p> <p>(3) 2号機補助建家排気筒</p> <p>(4) 2号機格納容器排気筒</p> <p>(5) 3号機補助建屋排気筒</p> <p>(6) 3号機格納容器排気筒</p>	
<p>3. 通常放出経路での液体放射性物質の放出(GE03) 【1、2、3号機】</p> <p>放水口において、「通報事象等規則(原子炉施設)」第12条第1項で定める基準以上の放射性物質が検出される放射性液体廃棄物を放出したとき。</p>	
<p>4. 火災、爆発等による異常な放射線量の検出(GE04) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において5mSv/h 以上の放射線量率を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	
<p>5. 火災、爆発等による放射性物質の異常放出(GE05) 【1、2、3号機】</p> <p>火災、爆発その他これらに類する事象の発生の際に、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」第2条第2項第4号に規定する管理区域の外の場所において、放射能水準が$500 \mu\text{Sv/h}$ の放射線量率に相当するものとして、「通報事象等規則(原子炉施設)」第6条第2項に定める基準の100 倍以上の放射性物質を検出したとき。</p> <p>または、火災、爆発その他これらに類する事象の状況により、放射線または放射能の測定が困難な場合であって、その状況に鑑み上記の事象が発生する蓋然性が高くなったとき。</p>	

全面緊急事態を判断するEAL	
6. 原子炉外での臨界事故 (GE06) 原子炉の運転等のための施設の内部(原子炉本体の内部を除く。)において、核燃料物質が臨界状態(原子核分裂の連鎖反応が継続している状態をいう。)になったとき。	【1、2、3号機】
7. 原子炉停止の失敗または停止確認不能 (GE11) 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないとき、又は停止したことを確認することができないとき。	【3号機】
8. 原子炉冷却材漏えい時における非常用炉心冷却装置による注入不能 (GE21) 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏えいが発生した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。	【3号機】
9. 蒸気発生器給水機能喪失後の非常用炉心冷却装置注入不能 (GE24) 原子炉の運転中に蒸気発生器へのすべての給水機能が喪失した場合において、すべての非常用炉心冷却装置及びこれと同等の機能を有する設備による注水が直ちにできないとき。	【3号機】
10. 全交流電源の1時間以上喪失 (GE25) 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上継続したとき。	【3号機】
11. 全直流電源の5分以上喪失 (GE27) 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続したとき。	【3号機】
12. 炉心損傷の検出 (GE28) 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量又は原子炉容器内の出口温度を検知したとき。	【3号機】
13. 停止中の原子炉冷却機能の完全喪失 (GE29) 蒸気発生器の検査その他の目的で一時的に原子炉容器の水位を下げた状態で、当該原子炉から残留熱を除去する機能が喪失し、かつ、燃料取替用水貯蔵槽からの注水ができないとき。	【3号機】
14. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (3号機) (GE30) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下したとき、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないとき。	【3号機】
15. 使用済燃料貯蔵槽の冷却機能喪失・放射線放出 (2号機) (GE31) 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部の水位まで低下したとき。	【2号機】
16. 格納容器圧力の異常上昇 (GE41) 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達したとき。	【3号機】
17. 2つの障壁喪失、1つの障壁の喪失可能性 (GE42) 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあるとき。	【3号機】

全面緊急事態を判断するEAL	
18. 原子炉制御室の機能喪失・警報喪失(GE51)	【3号機】
原子炉制御室が使用できなくなるにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失したとき又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失したとき。	
19. 住民の避難を開始する必要がある事象発生(GE55)	【1、2、3号機】
その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生したとき。	

各項目中の()内に記載している番号(GE01等)は、四国電力株式会社「伊方発電所原子力事業者防災業務計画」に示すEAL No.である。

8-2 コンクリート屋内退避候補公共施設

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所
1	市民スポーツセンター	北浜 1-5-1	22-3110	2,051	—
2	白浜地区公民館	北浜 1-7-30	24-5640	287	—
3	白浜小学校	向灘 3063	22-0135	1,726	—
4	栗野浦共同作業所	栗野浦 508-2	—	159	松蔭小学校
5	栗野浦(鯛引)集会所	栗野浦 538-5	—	38	松蔭小学校
6	中央公民館	広瀬 2-1-13	24-1822	1,293	松蔭小学校
7	ふれあいセンター	栗野浦 573-1	24-2585	141	松蔭小学校
8	松蔭地区公民館	中央 168-1	24-1130	320	市民スポーツセンター
9	松蔭小学校	広瀬 3-4-3	22-0212	1,319	—
10	大谷口集会所	大谷口 2-1-31	—	47	松蔭小学校
11	江戸岡地区公民館	江戸岡 1253-4	24-5635	273	江戸岡小学校
12	武道館・愛宕保育所	愛宕山 487	24-5813	810	八幡浜市民図書館
13	江戸岡小学校	江戸岡 1-7-1	22-1046	1,249	—
14	愛宕中学校	西海寺 325	22-3166	1,658	八幡浜市民図書館
15	神宮通り福祉会館	神宮通 792-1	24-6650	105	江戸岡小学校
16	保健福祉総合センター	松柏乙 1101	24-6626	761	八幡浜高校
17	千丈地区公民館	松柏甲 792-3	24-5295	266	松柏中学校
18	千丈小学校	郷 4-1	22-0644	1,239	—
19	松柏中学校	松柏甲 734-1	22-1208	1,169	—
20	八幡浜高等学校	松柏丙 654	22-2570	1,702	—
21	川之内地区公民館	川之内 4-149-4	24-5624	225	—
22	神山地区公民館	元城団地 48	23-0688	355	神山小学校

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所
23	八幡浜工業高等学校	古町 2-3-1	22-2515	2,551	—
24	神山小学校	五反田 1-154	22-0365	2,214	—
25	八代中学校	八代 1-2-1	22-2360	1,459	—
26	川舞自治公民館	五反田 2-2004-6	—	87	神山小学校
27	舌田地区公民館 (合田自治公民館)	合田 1229-1	22-1409	218	舌田小学校
28	旧舌田小学校	舌間 2-544	—	1,172	—
29	旧青石中学校	日土町 2-96	—	1,161	—
30	日土小学校	日土町 2-81	26-0010	522	—
31	続藪集会所	日土町 1-853-3	—	27	日土小学校
32	出之奥集会所	日土町字ヒライワ 3-15-1	26-0961	112	旧青石中学校
33	中当集会所	日土町字尾崎 8-515	26-0933	36	日土小学校
34	日土地区公民館 (JA 西宇和日土出張所)	日土町 2-262-2	26-0934	386	日土小学校
35	日土東地区公民館	日土町 6-2125-1	26-0931	509	—
36	双岩小学校	若山 3-167	22-4302	891	旧双岩中学校
37	旧双岩中学校	若山 1-330-1	—	903	—
38	双岩地区公民館	若山 2-33-4	22-4360	269	旧双岩中学校
39	川上地区公民館	川上町川名津甲 90	27-0500	354	川上小学校
40	川上小学校	川上町川名津甲 305	27-0120	436	—
41	白石自治公民館	川上町白石乙 393-60	—	30	川上小学校
42	上泊自治公民館	川上町上泊甲 815-10	—	56	川上小学校
43	真穴地区公民館	穴井 3-796-39	28-0605	283	真穴小中学校
44	真穴小学校	真網代戊 162	28-0226	956	—
45	真穴中学校	真網代戊 162	28-0410	538	—

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する一時集結所
46	大島産業振興センター	大島 3-298-5	28-0750	586	市民スポーツセンター
47	大島開発総合センター	大島 2-101-1	28-0608	165	市民スポーツセンター
48	保内中央体育館	保内町喜木 1-31-3	—	798	—
49	神越自治公民館	保内町喜木 1-223-1	36-2496	212	保内中央体育館
50	城高自治公民館	保内町喜木 2-124-4	—	93	喜須来小学校
51	磯岡自治公民館	保内町喜木 3-234-3	36-1563	116	喜須来小学校
52	喜須来小学校	保内町喜木 2-224	36-0303	1,446	—
53	喜須来地区公民館	保内町須川 74-1	36-2836	347	—
54	須川里・日之地自治公民館	保内町須川 261	36-2433	117	喜須来地区公民館
55	楠町自治公民館	保内町川之石 1-237-120	37-2519	166	川之石高校
56	西町自治公民館	保内町川之石 9-9-1	—	44	保内中学校
57	川之石小学校	保内町川之石 3-300	36-0124	1,228	保内中学校
58	保内中学校	保内町川之石 1-243-1	36-2345	2,757	—
59	川之石高等学校	保内町川之石 1-112	36-0550	3,132	—
60	宮内地区公民館	保内町宮内 1-535-2	36-2838	294	宮内小学校
61	八幡浜市文化会館	保内町宮内 1-118	36-0014	374	—
62	清水町自治公民館	保内町宮内 1-149	36-3271	166	八幡浜市文化会館
63	両家・枇杷谷自治公民館	保内町宮内 9-33-1	—	106	宮内小学校
64	駄場自治公民館	保内町宮内 2-259-4	36-2428	84	宮内小学校
65	舟来谷自治公民館	保内町宮内 1-716-2	36-2447	72	八幡浜市文化会館
66	大竹自治公民館	保内町宮内 1-454-1	36-3192	65	八幡浜市文化会館
67	宮内小学校	保内町宮内 5-46	36-0039	1,502	—
68	西之河内下自治公民館	保内町宮内 2-656-2	36-2517	131	宮内小学校

No	施設名称	住所	電話番号	収容能力(人)	対応する 一時集結所
69	鼓尾自治公民館	保内町宮内 10-44	36-0911	68	宮内小学校
70	旧磯崎小体育館	保内町磯崎 1501	—	476	—
71	磯津地区公民館	保内町磯崎 1369-1	35-0215	164	旧磯崎小学校
72	喜木津体育館	保内町喜木津 2-353	—	387	—

(平成 30 年 3 月現在)

8-3 安定ヨウ素剤予防服用に関する問診票（様式）

ふりがな			性別	男・女
氏名				
生年月日	年	月	日	年齢 歳
住所				

○ 安定ヨウ素剤について

【服用の効果】

原子力災害により放出される放射性物質のうち、放射性ヨウ素による甲状腺への内部被ばくを低減する効果があります。

【服用のタイミング】

服用効果を十分に得るためには、服用のタイミングが重要です。
国または地方公共団体の服用指示があった時に、適切な量を服用してください。

【服用対象者】

服用を優先すべき対象者は、「妊婦、授乳婦及び未成年者（乳幼児含む）」です。
なお、WHOガイドライン2017年版では、40歳以上の者への服用効果は、ほとんど期待できないとされています。

【副作用】

安定ヨウ素剤の1回の服用では、副作用を生じる可能性は極めて低くなります。
ただし、新生児については、服用後数日以降の経過観察が必要です。

A 服用不適切項目の該当

今までに、以下のお薬や食べ物で、かゆみ、吐き気、発熱、腹痛、頭痛、皮膚が赤くなる などのアレルギー反応を経験したことがありますか？

安定ヨウ素剤、うがい薬、消毒薬、ヨード造影剤、昆布、昆布だし、ところてん、海苔 など

※ どちらかにチェックしてください

該当しない 該当する

B 安定ヨウ素剤服用の希望

希望する 希望しない

妊婦・授乳婦

【配布状況】 ※以下は自治体が記入します。

<input type="checkbox"/> 丸薬	<input type="checkbox"/> 1丸（3歳以上13歳未満）	<input type="checkbox"/> 2丸（13歳以上）
<input type="checkbox"/> 内服液	<input type="checkbox"/> 1ml:生後1か月未満	<input type="checkbox"/> 2ml:生後1か月以上3歳未満
	<input type="checkbox"/> 3ml:3歳以上13歳未満	<input type="checkbox"/> 6ml:13歳以上
<input type="checkbox"/> ゼリー剤	<input type="checkbox"/> 生後1か月未満(16.3mg 1包)	<input type="checkbox"/> 生後1か月以上3歳未満(32.5mg 1包)

8-4 安定ヨウ素剤配布状況確認リスト（様式）

配布機関名			
施設名		連絡先（TEL）	
配布責任者氏名		回収責任者氏名	
配布担当者氏名		回収担当者氏名	
配布年月日		回収年月日	

受領者 氏名	住 所 連絡先（TEL）	年 齢	性 別	妊 娠	ヨウ素過敏 症等の有無 （注1）	安定ヨウ素剤			副作用 （注2）
						形態	受領 数量	消費 数量	

（注1）ヨウ素過敏症の方には、配布を控えること。

（注2）副作用があれば、その内容を記載すること。

※ 本確認表は、配布（回収）後保存すること。

8-6 広域避難者名簿（様式）

広域避難者 → 被災者管理班（市担当者）

（広域避難所名 _____）

No. _____

広域避難者名簿

①	世帯代表者氏名				住所 電話	()		
②	入所日時	年 月 日 時 分					地区名 (行政区名)	避難 退城時 検査
	家	ふりがな 氏 名	年齢	性別	要配 慮者	親族等 連絡先		
				男女			車 (使用者 のみ)	車種 色 ナンバー
		族			男女			
					男女			
				男女				
	注意 点							
	③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない	
	④	退所日時	年 月 日 時 分				登録	*
退所先 住所 氏名 電話						退所	*	

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班（松山市）へお渡してください。

[広域避難者の方へ]

- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班（松山市）に申し出てください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（○○町○○丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。
(プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。)

広域避難者 → 被災者管理班（市担当者）

（広域避難所名 愛媛県〇〇センター）

No. _____

広域避難者名簿（記入例）

①	世帯代表者氏名	八幡 浜男				住 所 八幡浜市北浜 1-1-1	電 話 0894 (22) 3111	
②	入所日時	〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分						
家 族	ふりがな氏名	年齢	性別	要配慮者	地区名 (行政区名)	〇〇地区		
	やわた はまお 八幡 浜男	60	男					
	やわた はまこ 八幡 浜子	58	男					
	やわた たろう 八幡 太郎	22	男					
	やわた よね 八幡 ヨネ	85	男	○				
			男		親族等 連絡先	住所 氏名 電話		
			男					
			男		車 (使用者のみ)	車種 色 ナンバー		
		女						
	＜注意＞避難した人だけ書いてください。				避難 退域時 検査	検査済 ・ 未済		
注 意 点	（ご家族に、病気や障がい等特別の配慮を必要とする人や、入れ歯やめがねの不備等、注意点があったらお書きください。） ヨネ 右足が不自由（できれば車椅子必要）							
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。				希望しない		
④	退所日時	年	月	日	時	分	登録	*
	退所先 住所 氏名 電話						退所	*

◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、被災者管理班（松山市）へお渡しください。

[広域避難者の方へ]

- 入所にあたり、この名簿を提出することで、避難者登録され、広域避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに被災者管理班（松山市）に申し出てください。
- ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所（〇〇町〇〇丁目まで）、氏名、性別に限り公表及び他からの問い合わせに対し回答することとしています。（プライバシーの問題がありますので、公表の不同意はご家族で判断してください。）

8-7 防災関係機関及び連絡窓口

(1) 指定行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
内閣府	大臣官房総務課	東京都千代田区永田町 1-6-1	03-5253-2111	100-8969
中央防災会議	政策統括官付参事官 防災総括担当	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3593-3311	100-8969
国土交通省	水管理・国土保全局 防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-5253-8111	100-8918
消防庁	防災課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-7525	100-8927
国家公安委員会 警察庁	警備局警備課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-3581-0141	100-8974
防衛省	運用企画局事態対処課 国民保護・災害対策室	〃 新宿区市谷本村町 5-1	03-3268-3111	162-8801
文部科学省	大臣官房文教施設企画部 施設企画課	〃 千代田区霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959
環境省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-3581-3351	100-8975
法務省	大臣官房秘書課	〃 〃 霞が関 1-1-1	03-3580-4111	100-8977
財務省	大臣官房審議官室	〃 〃 霞が関 3-1-1	03-3581-4111	100-8940
文化庁	官房総務課	〃 〃 霞が関 3-2-2	03-5253-4111	100-8959
厚生労働省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-2-2	03-5253-1111	100-8916
農林水産省	大臣官房文書課 災害総合対策室	〃 〃 霞が関 1-2-1	03-3502-8111	100-8950
経済産業省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8901
中小企業庁	長官官房参事官室	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8912
海上保安庁	警備救難部 環境防災課	〃 〃 霞が関 2-1-3	03-3591-6361	100-8918
気象庁	総務部企画課	〃 〃 大手町 1-3-4	03-3212-8341	100-8122
総務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-1-2	03-5253-5111	100-8926
外務省	大臣官房総務課	〃 〃 霞が関 2-2-1	03-3580-3311	100-8919
資源エネルギー庁	長官官房総合政策課	〃 〃 霞が関 1-3-1	03-3501-1511	100-8931
金融庁	総務企画局総務課	〃 〃 霞が関 3-2-1	03-3506-6000	100-8967
原子力規制委員会 原子力規制庁	原子力防災課	〃 港区六本木 1-9-9	03-5114-2121	106-8450
国土地理院	企画部	茨城県つくば市北郷 1 番	0298-64-1111	305-0811
消費者庁		東京都千代田区永田町 2-11-1	03-3507-8800	100-6178

(平成 29 年 12 月現在)

(2) 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
四国管区警察局	総務監察・広域調整部 災害対策官	高松市中野町 19-7	087-833-2111	760-0008
四国総合通信局	無線通信部 陸上課	松山市宮田町 8-5	089-936-5066	790-8795
四国財務局 松山財務事務所	総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-941-7185	790-0808
四国厚生支局	総務課	高松市サンポート 3-33	087-851-9565	760-0019
愛媛労働局	総務部 総務課	松山市若草町 4-3 松山若草合同庁舎	089-935-5200	790-8538
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井 1-4-1	086-224-4511	700-8532
四国森林管理局	企画調整課	高知市丸ノ内 1-3-30	088-821-2160	780-8528
四国経済産業局	総合調整・防災担当 参事官	高松市サンポート 3-33	087-811-8503	760-8512
中国四国産業保安 監督部	管理課	広島市中区上八丁堀 6-30	082-224-5753	730-0012
中国四国産業保安 監督部四国支部	管理課	高松市サンポート 3-33	087-811-8581	760-8512
四国地方整備局	防災室	高松市サンポート 3-33	087-851-8061	760-8554
四国地方整備局	松山河川国道事務所	松山市土居田町 797-2	089-972-0034	790-0056
四国地方整備局	松山港湾・空港整備事 務所	松山市海岸通 2426-1	089-951-0161	791-8058
四国運輸局 愛媛運輸支局	運輸企画専門官	松山市森松町 1070	089-956-9958	791-1113
大阪航空局 松山空港事務所	総務課	松山市南吉田町	089-972-0319	791-8042
四国測量部		高松市松島町 1-17-33	089-861-9013	760-0068
大阪管区气象台 松山地方气象台		松山市北持田町 102	089-933-3610	790-0873
第六管区 海上保安本部	宇和島海上保安部 警備救難課	宇和島市住吉町 3-1-3	0895-22-1256	798-0003
中国四国 地方環境事務所	総務課	岡山市北区下石井 1-4-1	086-224-4511	700-8532
中国四国防衛局	企画部地方調整課 地方協力確保室	広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎4号館	082-223-7153	730-0012

(平成29年12月現在)

(3) 自衛隊

部隊名	所在地	電話番号	郵便番号
松山駐屯地 第14特科隊	松山市南梅本町乙 115	089-975-0911	791-0298
航空自衛隊 西部航空方面隊司令部	福岡県春日市原町 3-1-1	092-581-4031	816-0804
海上自衛隊 呉地方総監部	広島県呉市幸町 8-1	0823-22-5511	737-8554

(平成29年12月現在)

(4) 指定公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
日本郵便株式会社 四国支社	経営管理本部 総務・人事部	松山市宮田町 8-5	089-936-5121	790-8797
日本銀行	松山支店 総務課	松山市三番町 4-10-2	089-933-2211	790-0003
日本赤十字社	愛媛県支部 事務局	松山市岩崎町2-3-40	089-921-8603	790-0854
日本放送協会	松山放送局 放送部	松山市堀之内 5	089-921-1111	790-8501
西日本高速道路 株式会社	四国支社保全サービス事業部 保全サービス統括課	香川県高松市朝日町 4-1-3	087-823-2111	760-0065
独立行政法人 水資源機構	池田総合管理所 第1管理課	徳島県三好市池田町字西山 谷尻 4235-1	0883-72-2050	778-0040
本州四国連絡高速 道路株式会社	しまなみ今治管理 センター計画課	今治市山路 751-2	0898-23-7250	794-0072
電源開発 株式会社	西日本支店 高松事務所	高松市番町 1-1-5 ニッセイ高松ビル 6F	0878-22-0821	760-0017
四国旅客鉄道 株式会社	安全推進室	高松市浜ノ町 8-33	0878-25-1666	760-8580
日本貨物鉄道 株式会社	松山営業所	松山市三番町 8-326	089-943-5003	790-0003
西日本電信電話 株式会社	愛媛支店 設備部	松山市一番町 4-3	089-936-3570	790-0001
日本通運 株式会社	松山支店総務課	松山市大手町 2-26-3	089-941-5112	790-0067
福山通運 株式会社	松山支店	松山市富久町 420	089-972-3333	791-8034
佐川急便 株式会社	松山営業所	伊予郡砥部町八倉 125	089-958-1181	791-2111
ヤマト運輸 株式会社	愛媛主管支店	松山市大橋町 466-1	089-963-5500	791-1126
四国電力 株式会社	愛媛支店総務課	松山市湊町 6-6-2	089-946-9707	790-8540
株式会社 NTTドコモ	四国支社 ネットワーク部 災害対策室	高松市天神前 9-1	087-832-2143	760-0018
エヌ・ティ・ティ・コミュニケー ションズ株式会社	カスタマーサービス部 危機管理室	東京都千代田区大手町 2-3-5 NTT大手町ビル本館 6F	0570-03-9909	100-0004
KDDI 株式会社	四国総支社	高松市番町 1-6-8 高松興銀ビル 7F	087-823-6777	760-0017
ソフトバンク 株式会社	九州・中四国総務課	高松市寿町 2-2-7 いちご高松ビル 5F	087-825-1801	760-0023
独立行政法人 国立病院機構	中国四国グループ	東広島市西条町寺家 513	082-493-6606	739-0041
太陽石油株式会社 四国事業所	環境安全部 環境安全グループ	今治市菊間町種 4070-2	0898-36-3538	799-2393
イオン株式会社	イオンリテール(株) 中四国カンパニー	広島県広島市南区段原南 1-3-52	082-535-7600	732-0814
株式会社 セブン-イレブン・ジャパン	QC・物流管理本部	東京都千代田区二番町 8-8 渉外部	03-6238-3711	102-0084
株式会社 ローソン	コンプライアンス・リスク統括室	東京都品川区大崎 1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー6F	03-5435-1594	141-8643
株式会社 ファミリーマート	CSR・コンプライアンス部	東京都豊島区東池袋 3-1-1	03-3989-7658	170-6017

(平成29年12月現在)

(5) 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
南海放送株式会社	総合企画局	松山市本町 1-1-1	089-915-3333	790-8510
伊予鉄道株式会社	総務部総務課	松山市湊町 4-4-1	089-948-3222	790-0012
株式会社テレビ愛媛	総務部	松山市真砂町 119	089-943-1111	790-8537
一般社団法人愛媛県医師会	事務局	松山市三番町 4-5-3	089-943-7582	790-8585
株式会社エフエム愛媛	放送部	松山市竹原町 1-10-7	089-945-1111	790-0052
株式会社あいテレビ	総務部	松山市竹原町 1-5-25	089-921-2121	790-8529
株式会社愛媛朝日テレビ	総務局	松山市和泉北 1-14-11	089-946-4600	790-8525
四国ガス株式会社	総務部庶務グループ	今治市南大門町 2-2-4	0898-32-4500	794-8611
一般社団法人愛媛県歯科医師会	事務局	松山市柳井町 2-6-2	089-932-5048	790-0014
一般社団法人愛媛県薬剤師会	事務局	松山市三番町 7丁目 6番地 9	089-941-4165	790-0003
公益社団法人愛媛県看護協会	事務局	松山市道後二丁目 11-14	089-923-1287	790-0843
株式会社愛媛CATV	総務部	松山市大手町 1-11-4	089-943-5029	790-8509
今治シーエーティービー株式会社	技術部	今治市南大門町 2-1-2	0898-22-0001	794-0027
宇和島ケーブルテレビ株式会社	営業技術部	宇和島市丸之内 5-4-7	0895-24-3939	798-0060
株式会社ハートネットワーク	業務局総務課	新居浜市坂井町 2-3-17	0897-32-7777	792-0812
株式会社ケーブルネットワーク西瀬戸	制作・編成部	大洲市徳森 248	0893-25-0212	795-8603
株式会社四国中央テレビ	総務部	四国中央市三島宮川 4-6-48 愛媛新聞宇摩支社 2F	0896-24-0130	799-0404
西予CATV株式会社	総務営業課	西予市宇和町卯之町 2-449	0894-62-7811	797-0015
一般財団法人八西CATV	事務局	西宇和郡伊方町川永田甲 1534-1	0894-38-2211	796-0312
株式会社愛媛新聞社	総務企画局総務部	松山市大手町 1-12-1	089-935-2132	790-8511
一般社団法人愛媛県バス協会	事務局	松山市大手町 1-7-4	089-931-4094	790-0067
一般社団法人愛媛県トラック協会	業務部業務課	松山市井門町 1081-1	089-957-1069	791-1114
石崎汽船株式会社 (愛媛県旅客船協会)	安全統括管理者 運航管理者	松山市高浜町 5-2259-1 松山観光港ターミナル内	089-951-0128	791-8081
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	経営管理課	松山市持田町 3-8-15	089-921-8344	790-8553

(平成29年12月現在)

(6) 愛媛県（本庁及び主な地方機関）

機関名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県庁	県民環境部防災局 防災危機管理課 原子力安全対策課	松山市一番町 4-4-2	089-941-2111 (内線2335) (内線2340)	790-8570
東予地方局	総務県民課	西条市喜多川 796-1	0897-56-1300	793-0042
東予地方局 今治支局	総務県民室	今治市旭町 1-4-9	0898-23-2500	794-8502
中予地方局	総務県民課	松山市北持田町 132	089-941-1111	790-8502
南予地方局	総務県民課	宇和島市天神 7-1	0895-22-5211	798-8511
南予地方局 八幡浜支局	総務県民室	八幡浜北浜 1 丁目 3-37	0894-22-4111	796-0048

(平成29年12月現在)

(7) 市町

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
松山市	総合政策部 危機管理課	松山市二番町 4-7-2	089-948-6794	790-8571
今治市	総務部 防災危機管理課	今治市別宮町 1 丁目 4-1	0898-36-1558	794-8511
宇和島市	総務部危機管理課	宇和島市曙町 1	0895-24-1111	798-8601
新居浜市	市民部防災安全課	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-65-1282	792-8585
西条市	経営戦略部危機管理課	西条市明屋敷 164	0897-56-5151	793-8601
大洲市	総務部危機管理課	大洲市大洲 690-1	0893-24-2111	795-8601
伊予市	総務部防災安全課	伊予市米湊 820	089-982-1111	799-3193
四国中央市	消防本部 安全・危機管理課	四国中央市中曾根町 500	0896-28-9119	799-0413
西予市	総務企画部危機管理課	西予市宇和町卯之町 3-434-1	0894-62-6491	797-8501
東温市	危機管理課	東温市見奈良 530-1	089-964-2001	791-0292
上島町	消防本部総務予防課	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
久万高原町	総務課危機管理室	上浮穴郡久万高原町久万 212	0892-21-1111	791-1201
松前町	総務課	伊予郡松前町大字筒井 631	089-985-2111	791-3192
砥部町	総務課	伊予郡砥部町宮内 1392	089-962-2323	791-2195
内子町	総務課危機管理班	喜多郡内子町平岡甲 168	0893-44-2111	795-0392

市町村名	連絡窓口	所在地	電話番号	郵便番号
伊方町	総務課危機管理室	西宇和郡伊方町湊浦 1993-1	0894-38-0211	796-0301
松野町	防災安全課	北宇和郡松野町松丸 343	0895-42-1111	798-2192
鬼北町	総務財政課	北宇和郡鬼北町大字近永 800-1	0895-45-1111	798-1395
愛南町	消防本部防災対策課	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0131	798-4341

(平成29年12月現在)

(8) 消防機関

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
松山市消防局	松山市本町 6-6-1	089-926-9200	790-0811
新居浜市消防本部	新居浜市一宮町 1-5-1	0897-34-0119	792-0025
西条市消防本部	西条市新田 183-1	0897-56-0250	793-0028
今治市消防本部	今治市南宝来町 2-1-1	0898-32-6666	794-0043
四国中央市消防本部	四国中央市中曾根町 500	0896-28-9119	799-0413
西予市消防本部	西予市宇和町卯之町 2-377	0894-62-0119	797-0015
東温市消防本部	東温市横河原 1376	089-964-5210	791-0203
久万高原町消防本部	上浮穴郡久万高原町下野尻甲 33	0892-21-2411	791-1207
愛南町消防本部	南宇和郡愛南町蓮乗寺 473	0895-72-0119	798-4341
上島町消防本部	越智郡上島町弓削下弓削 1037	0897-77-4118	794-2506
八幡浜地区施設事務組合消防本部	八幡浜市松柏丙 796	0894-22-0119	796-0010
伊予消防等事務組合消防本部	伊予市下吾川 950-3	089-982-0119	799-3111
宇和島地区広域事務組合消防本部	宇和島市丸之内 5-1-18	0895-22-7500	798-0060
大洲地区広域消防事務組合消防本部	大洲市大洲 1034-4	0893-24-0119	795-0012

(令和2年1月現在)

(9) 愛媛県警察本部

機関名	所在地	電話番号	郵便番号
愛媛県警察本部 (警備部警備課)	松山市南堀端町 2-2	089-934-0110	790-8573
警察学校	伊予郡松前町西古泉 646	089-984-1405	791-3134
愛媛県運転免許センター	松山市勝岡町 1163-7	089-934-0110	799-2661
四国中央警察署	四国中央市三島中央 5 丁目 4-20	0896-24-0110	799-0405
新居浜警察署	新居浜市久保田町 3 丁目 9-8	0897-35-0110	792-0026
西条警察署	西条市新田 133-1	0897-56-0110	793-0028
西条西警察署	西条市壬生川 124-1	0898-64-0110	799-1341
今治警察署	今治市旭町 1 丁目 4-2	0898-34-0110	794-0042
伯方警察署	今治市伯方町木浦甲 4639-1	0897-72-0110	794-2305
松山東警察署	松山市勝山町 2 丁目 13-2	089-943-0110	790-8551
松山西警察署	松山市須賀町 5-36	089-952-0110	791-8052
松山南警察署	松山市北土居 3 丁目 6-17	089-958-0110	791-1104
久万高原警察署	上浮穴郡久万高原町久万 542-4	0892-21-0110	791-1201
伊予警察署	伊予市下吾川 960	089-982-0110	799-3111
大洲警察署	大洲市東大洲 1686-1	0893-25-1111	795-0064
八幡浜警察署	八幡浜市広瀬 2 丁目 1-5	0894-22-0110	796-8002
西予警察署	西予市宇和町卯之町 4 丁目 659	0894-62-0110	797-0015
宇和島警察署	宇和島市並松 2 丁目 1-30	0895-22-0110	798-0074
愛南警察署	南宇和郡愛南町御荘平城 2982-2	0895-72-0110	798-4110

(平成 29 年 12 月現在)

8-8 市内の高齢者施設一覧

施設名	施設種別	入所者数 (定員)	所在地	電話番号
ことぶき荘	介護老人福祉施設	50	向灘 229 番地 18	24-6655
特別養護老人ホーム 青石寮	介護老人福祉施設	110	保内町磯崎 2114 番地 3	35-0510
小規模特別養護老人ホーム コンフォート神山	地域密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護	29	五反田 1 番耕地 76 番地 3	24-0601
介護老人保健施設西安	介護老人保健施設	100	大平 1 番耕地 870 番地 2	29-1000
介護老人保健施設青葉荘	介護老人保健施設	100	向灘 229 番地 14	22-5855
宇都宮病院	介護療養型医療施設		1536 番地 118	22-0163
湯島の里	短期入所生活介護	8	五反田 1 番耕地 806 番地	22-0693
おる de 新町 短期入所 生活介護事業所	短期入所生活介護		新町 272 番地 1	
グループホーム夏みかん	認知症対応型共同 生活介護	9	八代 45 番地	24-3334
テルウェル西日本株式会社 グループホームサルビア	認知症対応型共同 生活介護	18	江戸岡一丁目 2 番 9 号	24-1611
アクティブライフ松柏	認知症対応型共同 生活介護	18	松柏甲 728 番地 1	22-2330
グループホーム橙園	認知症対応型共同 生活介護	18	保内町宮内 1 番耕地 583 番 地 1	36-3722
グループホーム優瑠里	認知症対応型共同 生活介護	18	保内町喜木 1 番耕地 166 番 地 1	29-4122
アクティブライフ保内	認知症対応型共同 生活介護	18	保内町宮内 1 番耕地 324 番 地	36-2103
ニチケアセンター八幡浜	認知症対応型共同 生活介護	18	産業通 4 番 18 号	29-1731
小規模多機能型居宅介護 めぐみ	小規模多機能型居 宅介護		穴井 3 番耕地 703 番地	29-7150
小規模多機能型居宅介護 橙園	小規模多機能型居 宅介護		保内町宮内 1 番耕地 570 番 地 1	36-3720
デイサービスあったかいご	通所介護		産業通 353 番 1	24-7447
通所介護事業所よりあい 所オレンジハート	通所介護		保内町宮内 5 番耕地 384 番 地 1	37-2686
デイサービスあったかい ご二番館	通所介護		産業通 353 番 1	24-7447
デイサービスセンターこ とぶき荘	通所介護		向灘 229 番地 18	24-6655
チヨダデイサービス	通所介護		川通り 1455 番地 22	23-1100
保内町デイサービスセン ター	通所介護		保内町宮内 1 番耕地 124 番地 1 保内保健福祉センター1	36-0262

施設名	施設種別	入所者数 (定員)	所在地	電話番号
湯島デイサービスセンター	通所介護		五反田 1 番耕地 806 番地	22-0515
おる de 新町デイサービスセンター	通所介護		下道 1420 番	22-1080
デイサービスセンター日土のめぐみ	通所介護		日土町 2 番耕地 2 番 41	29-6005
デイサービスいこっと	通所介護		保内町宮内 1 番耕地 324 番地	
チヨダクリニック	通所リハビリテーション		川通り 1455 番地 22	23-0011
矢野脳神経外科医院	通所リハビリテーション		古町一丁目 6 番 12 号	23-0210
医療法人青峰会真網代くじらリハビリテーション病院	通所リハビリテーション		真網代甲 229 番地 5	28-1123
優瑠里デイサービス	認知症対応型通所介護		保内町喜木 1 番耕地 166 番地 1	29-4122
デイサービス橙園	認知症対応型通所介護		保内町宮内 1 番耕地 583 番地 1	36-3721
優瑠里デイサービス釜倉	認知症対応型通所介護		釜倉 1 番耕地 608 番地 1	24-7001
デイサービスウェル	認知症対応型通所介護		五反田 1 番耕地 106 番	29-1122
八幡浜市養護老人ホームあけぼの荘	養護老人ホーム		保内町宮内 1-72-1	
八幡浜市養護老人ホーム湯島の里	養護老人ホーム		五反田 1-806	
ジョイフル・ケア	軽費老人ホーム		向灘 229-18	
ウェルフェア五反田	有料老人ホーム	64	五反田 1 番耕地 106 番地	23-1704
おる de 新町	有料老人ホーム	35	新町 272 番地 1	22-0222

(平成 27 年 3 月現在)

* 特養などの入所者、定員については、ショートステイを除いた、長期利用施設の特養、グループホーム、ケアハウスなどの数値としている。

8-9 市内の障がい者施設一覧

施設名	施設種別	所在地	電話番号
八幡浜市障害福祉サービス事業所いきいきプチファーム	生活介護・就労移行支援・就労継続支援（B型）	八幡浜市松柏乙 648 番地 1	29-1313
多機能型事業所KOHOLA	就労継続支援（A型）	八幡浜市五反田 1 番耕地 76 番地 3	23-1600
わくわくみらい館やわたはま	就労継続支援（B型）	八幡浜市 435 番地 18	21-3333
浜っ子作業所	就労継続支援（B型）	八幡浜市大平 1-759-2	24-7659
発達支援センター巣立ち	児童発達支援	八幡浜市松柏乙 1101	24-5161
巣立ちクラブ	放課後等デイサービス	八幡浜市松柏乙 1101	21-2015
コスモス共同作業所	小規模作業所	八幡浜市保内町宮内 1-72-1	36-0309
王子共同作業所	小規模作業所	八幡浜市八代 39-3	22-5685
いきいきプチファーム	地域活動支援センター	八幡浜市松柏乙 648-1	29-1313
くじら	地域活動支援センター	八幡浜市五反田 1 番耕地 106	24-6750

(平成 30 年 4 月現在)

8-10 安定ヨウ素剤保有数量（令和元年10月31日現在）

【丸剤】

配備先		数量	期限
八幡浜市庁舎		29,000	R4.5月末
		159,000	R3.10月末
保内保健福祉センター		8,000	R4.5月末
大島産業振興センター		1,000	R4.5月末
八幡浜地区施設事務組合消防本部		1,000	R4.5月末
市立八幡浜総合病院		1,000	R4.5月末
小中高等学校（6校）		5,000	
	川之石小学校	1,000	R4.5月末
	宮内小学校	1,000	R4.5月末
	喜須来小学校	1,000	R4.5月末
	保内中学校	1,000	R4.5月末
	川之石高等学校	1,000	R4.5月末
小計		204,000	

【丸剤以外】

機関	配備先	ゼリー 16.3mg		ゼリー 32.5mg		原薬		注射用水		シロップ	
		数量	期限	数量	期限	数量	期限	数量	期限	数量	期限
八幡浜市	八幡浜市庁舎	320	2020.8	700	2020.8	2	H32.12	2	H33.11	30	H33.6
		100	2021.8	500	2021.8						
		80	2022.8	400	2022.8						
	計	500		1,600		2		2		30	

8-11 事業所保有車両一覧

【バス】

事業所名	住所	電話番号	種別	定員															計	最大運転業務従事者数						
				(60)	(58)	(56)	(55)	(54)	(53)	(52)	(51)	(50)	(46)	(45)	(41)	(35)	(33)	(30)			(28)	(27)	(24)			
㈱富士タクシー	1460-103	23-1000	貸切								2					1						2	1	7	15	
伊予鉄南予バス㈱	江戸岡1-9-2	22-3200	貸切			4		6	1				1												14	35
八幡浜営業所			路線		1	2	2																		9	
宇和島自動車㈱	1460-138	22-2400	貸切					1			5														6	16
八幡浜営業所			路線		4	2	2	3								2									13	
八幡浜観光バス	保内町善木1-116-1	36-0500	貸切	1	1				1																16	20
	合計(台数)			1	6	8	4	10	2	7	1	3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	65	
	合計(人数)			60	348	448	220	540	106	364	51	150	46	45	41	35	33	60	280	135	24	24	2,986	86		

※令和元年10月31日現在

【タクシー】

事業所名	住所	電話番号	ジャンボ	中型 (5)	小型 (4)	その他	計	うち車椅子 対応	最大運転業 務従事者数
アトムタクシー(株)	産業通10-11	22-0033	2		16	1	19	2	20
宇和島ハイヤー(株) 八幡浜営業所	1460-2	22-0474		1	4		5		6
すみれタクシー	江戸岡1-12-2	22-0250	1	4	3		8		8
(有)丸の内光タクシー	五反田1-475-1	22-4500		2	12		14		9
(株)富士タクシー	1460-103	23-1000	2		10	2	14	3	15
保内タクシー(株)	保内町川之石 3-304-44	36-0034			4		4		4
いそつタクシー	保内町磯崎1361	35-0021			1		1		1
合計			5	7	50	3	65	5	63

※令和元年10月31日現在

8-12 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法の抜粋

◇ 災害対策基本法第5条第1項「地域防災計画」

第五条 市町村は、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

◇ 原子力災害対策特別措置法第5条「地域防災計画」

第五条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第四条第一項及び第五条第一項の責務を遂行しなければならない。（注：災害対策基本法第四条第一項は都道府県の地域防災計画、第五条第一項は上記参照）

◇ 原子力災害対策特別措置法 第10条「原子力防災管理者の通報義務等」

第十条 原子力防災管理者は、原子力事業所の区域の境界付近において政令で定める基準以上の放射線量が政令で定めるところにより検出されたことその他の政令で定める事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに、内閣府令・原子力規制委員会規則（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣府令・原子力規制委員会規則・国土交通省令）及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会、所在都道府県知事、所在市町村長並びに関係周辺都道府県知事（事業所外運搬に係る事象の発生の場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣並びに当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長）に通報しなければならない。この場合において、所在都道府県知事及び関係周辺都道府県知事は、関係周辺市町村長にその旨を通報するものとする。

◇ 原子力災害対策特別措置法 第15条「原子力緊急事態宣言」

第十五条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

一 第十条第一項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

二 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

一 緊急事態応急対策を実施すべき区域

二 原子力緊急事態の概要

三 前二号に掲げるもののほか、第一号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

◇ 災害対策基本法第 60 条「市町村長の避難の指示等」

第六十条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。